

令和 7 年 6 月 2 3 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
令和 5 年（ワ）第 7 0 5 0 1 号 特許権侵害差止請求事件
口頭弁論終結日 令和 7 年 3 月 2 4 日

判 決

5

原 告 パンテックコーポレーション

10

同訴訟代理人弁護士	松	永	章	吾
同	寺	前	翔	平
同	丸	山		悠
同	平	井	佑	希
同訴訟代理人弁理士	赤	羽		崇

15

被 告 グーグル合同会社
同代表者代表社員 グーグル・インターナショナル・エル・エル・シー

20

同訴訟代理人弁護士	根	本		浩
同	濱	田		慧
同	細	沼	萌	葉
同補佐人弁理士	田	原	拓	永

主 文

25

- 1 被告は、別紙被告製品目録記載の製品の譲渡、譲渡の申出（譲渡のための展示を含む。）又は輸入をしてはならない。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決の第 1 項は、原告が被告のために金 1 0 0 0 万円の担保を供するときは、仮に執行することができる。

4 この判決に対する控訴のための付加期間を30日と定める。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文1項同旨

5 第2 事案の概要

原告は、別紙特許権目録記載の特許（以下「本件特許」といい、本件特許に係る特許権を「本件特許権」という。また、本件特許の願書に添付された明細書を「本件明細書」といい、本件明細書及び図面を併せて「本件明細書等」という。）を保有している。

10 本件は、原告が、別紙被告製品目録記載の製品（以下「被告製品」という。）を譲渡等する被告に対し、当該譲渡等の行為が本件特許権の侵害を構成するとして、特許法100条1項に基づき、被告製品の譲渡行為等の差止めを求める事案である。

15 1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲各証拠〔枝番の記載は特に付記する場合を除き省略する。〕及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実をいう。）

(1) 当事者（甲1、2、弁論の全趣旨）

ア 原告は、大韓民国ソウル市に本社を置く会社である。

20 イ 被告は、情報処理サービス業及び情報提供サービス業、ハードウェア及び関連付属品の輸入、販売等を目的とする合同会社である。

ウ G o o g l e L L C（以下「G社」という。）は、被告のグループ会社である。

(2) 本件特許権（甲3）

原告は、本件特許権を保有している。

25 (3) 本件特許に係る特許請求の範囲（甲3）

本件特許に係る特許請求の範囲の請求項1、4及び5の記載は、以下のと

おりである（以下、請求項 1、4 を引用する請求項 5 に係る発明を「本件発明」という。）。なお、請求項 1 における「直行周波数分割多重」とは、「直交周波数分割多重」の誤記と解される。

ア 請求項 1

5 複数の P H I C H (物理ハイブリッド自動再送要求指示チャンネル: A P
h y s i c a l H y b r i d A u t o m a t i c R e p e a t R
e q u e s t I n d i c a t o r C h a n n e l) グループにおいて、
P H I C H を O F D M (直行周波数分割多重: O r t h o g o n a l F
r e q u e n c y D i v i s i o n M u l t i p l e x i n g) シン
10 ボルにマッピングする方法であり、

O F D M シンボルは、複数のリソースエレメントグループを含み、
それぞれのリソースエレメントグループは、4 つのリソースエレメント
を含み、

前記方法は、P H I C H が送信されるリソースエレメントグループの各
15 周波数位置における第 1 インデックスを決定し、

前記第 1 インデックスは、比 $n'_{l'_i}/n'_0$ または $n'_{l'_i}/n'_1$ にセル I D を乗じて得
られる値に従って決定され、

$n'_{l'_i}$ は、P H I C H グループの i 番目の反復の P H I C H が送信される第
2 インデックス l'_i を有する O F D M シンボルにおける利用可能なリソース
20 エレメントグループの個数であり、 i は、0 から 2 までの整数であり、 n'_0
または n'_1 は、サブフレームのインデックス 0 を有する第 1 の O F D M シン
ボルの利用可能なリソースエレメントグループの個数、または、サブフレ
ームのインデックス 1 を有する第 2 の O F D M シンボルの利用可能なリソ
ースエレメントグループの個数であり、

25 前記 P H I C H は、1 つ、2 つ又は 3 つの O F D M シンボルにより送信
され、

前記 P H I C H が 1 つの O F D M シンボルにより送信される場合は、前記第 2 インデックス $l'_i = 0$ であり、前記 P H I C H が 2 つの O F D M シンボルにより送信される場合は、前記第 2 インデックス $l'_i = ([m'/2] + i + 1) \bmod 2$ であり、

5 m' は、P H I C H を含む P H I C H グループのインデックスを表し、

前記 P H I C H が 3 つの O F D M シンボルにより送信される場合は、前記第 2 インデックス $l'_i = i$ であり、

利用可能なリソースエレメントグループは、O F D M シンボルの P H I C H の送信に使用できるリソースエレメントグループであり、

10 P H I C H を前記決定がされる第 1 インデックスに応じて P H I C H を O F D M シンボルにマッピングする方法。

イ 請求項 4

請求項 1 から請求項 3 のいずれか一項に記載の方法を実行し、移動局に多重化された信号を送信する、マルチキャリアセルラ移動通信システムの基地局。

ウ 請求項 5

請求項 4 に記載の基地局から、請求項 1 から請求項 3 のいずれか一項に記載の方法を用いて形成され多重化された信号を受信する、マルチキャリアセルラ移動通信システムの移動局。

20 (4) 本件発明の構成要件

本件発明を構成要件に分説すると、次のとおりである。

ア 請求項 1

A 複数の P H I C H (物理ハイブリッド自動再送要求指示チャネル: A
P h y s i c a l H y b r i d A u t o m a t i c R e p e a t
25 R e q u e s t I n d i c a t o r C h a n n e l) グループにおいて、P H I C H を O F D M (直行周波数分割多重: O r t h o g o n

all Frequency Division Multiplexing) シンボルにマッピングする方法であり、

B OFDMシンボルは、複数のリソースエレメントグループを含み、

C それぞれのリソースエレメントグループは、4つのリソースエレメントを含み、

D 前記方法は、PHICHが送信されるリソースエレメントグループの各周波数位置における第1インデックスを決定し、

E 前記第1インデックスは、比 $n'_{l'_i}/n'_0$ または $n'_{l'_i}/n'_1$ にセルIDを乗じて得られる値に従って決定され、

F $n'_{l'_i}$ は、PHICHグループの*i*番目の反復のPHICHが送信される第2インデックス l'_i を有するOFDMシンボルにおける利用可能なリソースエレメントグループの個数であり、*i*は、0から2までの整数であり、 n'_0 または n'_1 は、サブフレームのインデックス0を有する第1のOFDMシンボルの利用可能なリソースエレメントグループの個数、または、サブフレームのインデックス1を有する第2のOFDMシンボルの利用可能なリソースエレメントグループの個数であり、

G 前記PHICHは、1つ、2つ又は3つのOFDMシンボルにより送信され、

H 前記PHICHが1つのOFDMシンボルにより送信される場合は、前記第2インデックス $l'_i=0$ であり、前記PHICHが2つのOFDMシンボルにより送信される場合は、前記第2インデックス $l'_i=(\lfloor m'/2 \rfloor + i + 1) \bmod 2$ であり、

m' は、PHICHを含むPHICHグループのインデックスを表し、

前記PHICHが3つのOFDMシンボルにより送信される場合は、

前記第2インデックス $l'_i=i$ であり、

I 利用可能なリソースエレメントグループは、OFDMシンボルのPH

I C Hの送信に使用できるリソースエレメントグループであり、
J P H I C Hを前記決定がされる第1インデックスに応じてP H I C H
をO F D Mシンボルにマッピングする方法。

イ 請求項4

5 K 請求項1から請求項3のいずれか一項に記載の方法を実行し、移動局
に多重化された信号を送信する、

L マルチキャリアセルラ移動通信システムの基地局。

ウ 請求項5

10 M 請求項4に記載の基地局から、請求項1から請求項3のいずれか一項
に記載の方法を用いて形成され多重化された信号を受信する、

N マルチキャリアセルラ移動通信システムの移動局。

(5) 被告製品の構成及び被告の行為

15 ア 被告製品は、L T E通信が可能な通信端末であり、L T E通信は、国際
標準化団体3 G P P (3rd Generation Partnership Project) が定めた標準規格
に準拠している。そして、被告製品は当該規格の具体的な内容が記載され
た規格書であるTS 36.211 version15.14.0 Release15 (以下「本件規格」とい
う。)に準拠している(甲6の3、甲9、弁論の全趣旨)。

20 イ 被告は、業として、被告製品の譲渡、輸入及び譲渡の申出(譲渡のため
の展示を含む。以下、これらを総称して「譲渡等」という。)をしている
(争いがない)。

ウ 被告製品の構成は、別紙被告製品説明書(原告の主張)記載のとおりで
あり(ただし、下線を引いた部分については、後記第3の1のとおり争い
がある。)、本件発明の構成要件A、B、C、D、G、I、L及びNを充
足することについては、当事者間に争いがない。

25 (6) 原告によるF R A N D宣言

原告は、平成25年(2013年)2月4日、L T E規格を定める標準化

5 団体である E T S I (European Telecommunications Standards Institute) が定める I P R ポリシー (Intellectual Property Rights Policy) 6. 1 項に従い、本件特許のファミリーである日本国特許 (出願番号 2 0 1 2 - 0 3 7 5 8 5) を L T E 規格の標準必須特許 (以下「S E P」ともいう。) として公正かつ合理的で非差別的な (fair, reasonable and non-discriminatory) 条件 (以下「F R A N D 条件」という。) で、取消不能なライセンスを許諾する用意がある旨の宣言 (以下「F R A N D 宣言」という。) をした (甲 4、5)。

(7) 仮処分の申立て

10 ア 原告は、令和 4 年 8 月 1 7 日、被告による被告製品の旧機種に当たるスマートフォン (Pixel 6 Pro、Pixel 6、Pixel 6a) の販売等の行為が、本件特許権を侵害する旨主張し、東京地方裁判所 (以下「東京地裁」という。) に対し、被告による上記販売等の行為の差止めを求める仮処分を申し立てた (東京地裁令和 4 年 (ヨ) 第 2 2 1 3 7 号仮処分命令申立事件。以下「先行保全事件」という。)

15 これに対し、東京地裁は、令和 5 年 6 月 3 0 日、先行保全事件において、被告が F R A N D 条件によるライセンスを受ける意思を有しているとして、原告の本件特許権に基づく差止請求権の行使は権利濫用に該当すると判断し、原告の申立てを却下する旨の決定をした。(乙 1)

20 イ 原告は、上記決定を不服として、知的財産高等裁判所 (以下「知財高裁」という。) に対し、即時抗告を申し立てたが、知財高裁は、即時抗告を棄却する旨の決定をした (知財高裁令和 5 年 (ラ) 第 1 0 0 0 5 号) (乙 2 9)。

(8) 先行文献

25 本件特許の優先日 (平成 2 0 年 [2 0 0 8 年] 2 月 1 9 日) より前に、以下の文献が存在した (乙 2 4、2 7)。

ア 平成 2 0 年 (2 0 0 8 年) 2 月 1 5 日に 3 G P P の F T P サーバにアッ

ブロードされた文献であって、3 G P PのR A Nのワーキンググループ1
の第5 2回ミーティングに際して提出された寄書（乙2 3、2 4。以下「乙
2 3 寄書」といい、これに記載された発明を「乙2 3 発明」という。）

イ 平成2 0年（2 0 0 8年）2月1 5日に3 G P PのF T Pサーバにアップ
ブロードされた文献であって、3 G P PのR A Nのワーキンググループ1
の第5 2回ミーティングに際して提出された寄書（乙2 4、2 5。以下「乙
2 5 寄書」といい、これに記載された発明を「乙2 5 発明」という。）

ウ 平成2 0年（2 0 0 8年）1月8日に3 G P PのF T Pサーバにアップ
ブロードされた文献であって、3 G P PのR A Nのワーキンググループ1の
第5 1回 bis ミーティングに際して提出された寄書（乙2 6、2 7。以下
「乙2 6 寄書」といい、これに記載された発明を「乙2 6 発明」という。）

(9) 本件発明に関する技術常識（甲7、8、弁論の全趣旨）

ア L T E（Long Term Evolution）とは、スマートフォンなどで用いられて
いる通信方式であり、各通信事業者が設置する基地局とユーザが保有する
スマートフォン（移動局）との間で行われる無線通信である。

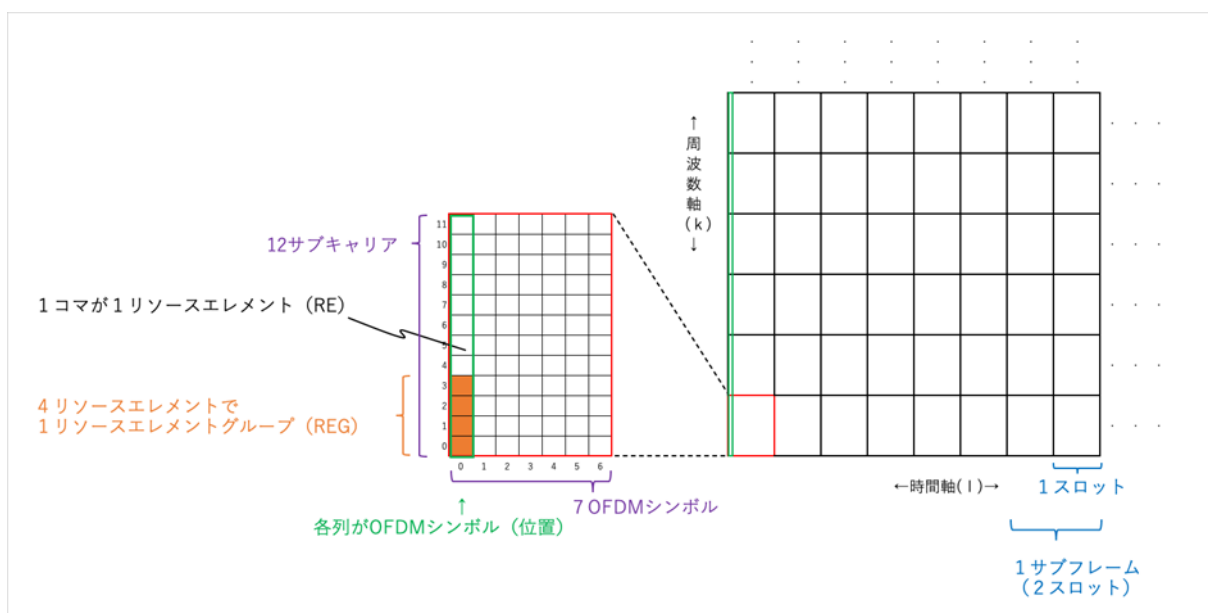
イ L T E通信における基地局と移動局との間でのデータの送受信は、電波
に乗せて行われるが、電波には一定の帯域（周波数の幅）があるため、L
T E方式では、送受信するデータを、周波数のどの帯域に、どの時間的な
タイミングで配置して通信を行うかというルールを定め、基地局と移動局
が当該ルールを共有するという仕組みになっている。

ウ 送受信するデータをどのように配置するかは、周波数軸方向と時間軸方
向の2軸で表されるマトリックス（一般にリソースグリッドなどという。）
で定められ、当該マトリックス上にデータを配置することを「マッピング」
などという。また、上記時間軸方向の各行を「O F D Mシンボル」と、周
波数軸方向の各列を「サブキャリア」と、それぞれいう。時間軸方向の最
小単位である1シンボルと周波数軸方向の最小単位である1サブキャリア

5

で区切られた1つの枠が、上記マトリックスを構成する最小単位であり、「リソースエレメント」(以下「RE」ともいう。)という。LTE通信では、4つのリソースエレメントを1つの「リソースエレメントグループ」(以下「REG」ともいう。)として取り扱っており、リソースエレメントグループ単位でデータの配置を規定する。

なお、OFDMシンボルは、7シンボルで「1スロット」、2スロットで「1サブフレーム」という。



10

エ ACK/NACKとは、基地局と移動局との間で通信が行われる際に、データを受信した方の局からデータを送信した方の局に対して、「データが正しく受信できた(又はデータが正しく受信できなかった)」ことを伝達するために送信される信号である。LTE方式においても、基地局と移動局との通信の際にACK/NACKが送受信される。ACK/NACKが正しく送受信できないと、通信が正常に行われているかの判別ができなくなり、通信に障害を生じる。そのため、LTE方式では、ACK/NACKを3回繰り返して(3箇所にもッピングして)送受信することとして、通信の確実性を高めている。

15

オ 通信において、データが送受信される経路を「チャネル」というが、基

地局から移動局に対して上記エのACK/NACKが送受信される際のチャンネルを「PHICH」と呼ぶ（甲3【0021】参照）。

基地局と移動局との間で通信を行う場合、移動局は、PHICHが無線通信に用いるリソースのどこにマッピングされているのかがわからないと、
5 基地局から送信されたACK/NACKを読み取ることができず、基地局が正常にデータを受信したか否かが分からなくなる。そのため、基地局と移動局との間では、PHICHがリソースのどこにマッピングされているのかを共通ルールとして定めている。

無線通信に用いるリソース上へのマッピングはサブフレームごとに行われるが、PHICHは各サブフレームの先頭に位置する制御領域（1～3つのOFDMシンボルが割り当てられている。）に配置される（甲8の2
10 10～212頁）。

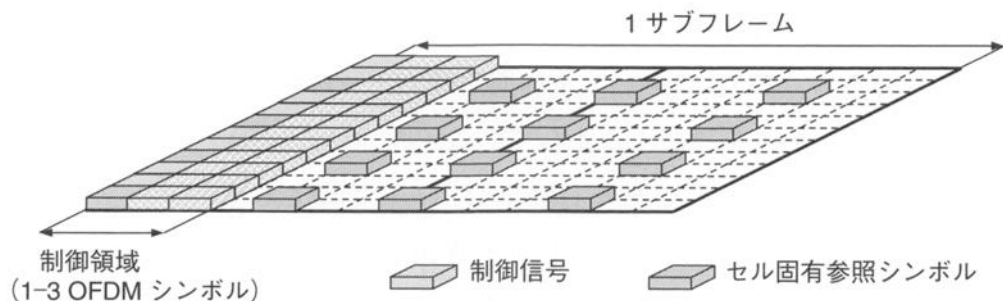


図 10.20 LTEにおけるサブフレームを(可変サイズの)制御領域とデータ領域へ分割することを示す時間-周波数格子

甲8の211頁の図10.20

2 争点

- (1) 「 m' 」（構成要件H、E、F、J、K、M）の充足性（争点1）
- (2) 乙23発明に基づく進歩性の有無（争点2）
- (3) 本件特許権に基づく差止請求権の行使が権利濫用に当たるか（争点3）

第3 争点に対する当事者の主張

1 争点1（「 m' 」〔構成要件H、E、F、J、K、M〕の充足性）について
(原告の主張)

(1) 被告製品の「 m' 」（構成要件H）の充足性

本件特許の特許請求の範囲の記載によれば、構成要件Hにおける「 m' 」とは、PHICHを含むPHICHグループのインデックスを意味する。

他方、被告製品の構成は、別紙被告製品説明書（原告の主張）記載のとおりである。すなわち、LTE基地局から被告製品に送信されるPHICHの時間領域インデックスと周波数領域インデックスは別紙被告製品説明書（原告の主張）記載の式のとおりに決定されるところ、「 m' 」が、PHICHを含むPHICHマッピングユニットのインデックスを表すものだとしても、通常サイクリックプレフィクス（以下「通常CP」という。）の場合、「 m' 」は、PHICHグループのインデックスである「 m 」と同一であるから、構成要件Hを充足する。

(2) その余の構成要件の充足性

前記(1)のとおり、被告製品は、「 m' 」を充足するから、これを前提とする構成要件E、F、J、K及びMを充足する。

(3) 被告の主張に対する反論

被告は、本件規格よりも前のバージョンの仕様書（3GPP TS36.211 version8.3.0、乙19）に係る規格（以下「本件旧規格」という。）では、「 m' 」が「PHICHグループの番号」と定義されていたが、本件規格（甲9）では、「 m 」が「PHICHグループの番号」、「 m' 」が「PHICHマッピングユニットの番号」と定義されたとして、本件規格における「 m' 」は本件発明の構成要件Hでいう「PHICHを含むPHICHグループのインデックス」ではないと主張する。しかしながら、LTE通信は、通常CPを用いて行われる場合と、拡張されたサイクリックプレフィクス（以下「拡張CP」という。）を用いて行われる場合の双方があり、被告が指摘するような規格

の変更が行われたのは、拡張C Pに関してである。通常C Pについては、本件旧規格から本件規格への変更に際して、通信の方式は何ら変更されていないのであって、本件規格における「*m'*」は、P H I C Hグループの番号（本件発明の構成要件Hでいう「P H I C Hを含むP H I C Hグループのインデックス」）を指し示している。

これに対し、被告が縷々述べている拡張C Pは、本件規格に定められているものの、現在ごく一部の例外を除いて実用化されていないため、被告製品を用いて通常のL T E通信を行う場合は、通常C Pが用いられる。すなわち、拡張C Pは、L T E通信において、M B S F N送信を除いて実用化されておらず、ユニキャスト送信（通常のインターネット接続やメールの送受信など、1対1で行われるデータ通信をいう。）においては通常C Pが使用されている。このことは被告製品においても同様であり、被告製品が、通常C Pを用いた通信を行うことは明らかであり、仮にこれに加えてごく例外的な場合に拡張C Pを用いた通信を行うことがあるとしても、それは単なる付加的な構成にすぎず、被告製品の構成要件充足性を否定するものではない。

（被告の主張）

（1） 構成要件Hの充足性

本件発明における「*m'*」（構成要件H）とは、「P H I C Hを含むP H I C Hグループのインデックス」（構成要件H）を表す。ここで、本件明細書（【0030】、【0031】）の記載によれば、「P H I C Hグループのインデックス」とは、P H I C Hグループの番号をいうものであり、これは本件旧規格で用いられていた概念と同様である。

他方、被告製品が準拠する本件規格においては、本件旧規格の問題点を解消するために、P H I C Hマッピングユニットという構成が新たに導入された。その結果、本件旧規格においてP H I C Hグループの番号を表すものとされていた「*m'*」は、P H I C Hマッピングユニットの番号をいうものと定

義され、「 m 」がP H I C Hグループの番号をいうものと定義されている。

これを対比すると、本件規格におけるP H I C Hマッピングユニットとは、固定数の12シンボルで構成され、複数のP H I C Hがマッピングされるものであり、複数のP H I C Hがマッピングされる3 R E G内に未使用のR E
5 が生じることを防止することに技術的意義を有するものであり、本件発明における「P H I C Hグループ」とは技術的意義を異にする。したがって、被告製品は、構成要件Hを充足しない。

(2) その他の構成要件

前記(1)のとおり、被告製品は、「 m' 」(構成要件H)を充足しないから、
10 「 m' 」に基づく式「 $l'_i = ([m'/2] + i + 1) \bmod 2$ 」を用いて導出される時間領域インデックス「 l'_i 」(構成要件H)、これを有するO F D Mシンボルにおける利用可能なリソースエレメントグループの個数である「 $n_{l'_i}$ 」(構成要件E、F)を備えないことになる。したがって、これを前提とした構成要件E、F、J、K、Mも充足しない。

(3) 原告の主張に対する反論

原告は、本件規格において、通常C Pの場合に、P H I C Hマッピングユニットのインデックスを表す「 m' 」にP H I C Hグループのインデックスを表す「 m 」を代入する「 $m' = m$ 」という記載があることを根拠として、通常C Pの場合、P H I C Hマッピングユニットに与えられるインデックスである
20 「 m' 」は、P H I C Hグループのインデックスを表しているから、本件規格に準拠する被告製品は、構成要件Hを充足する旨主張する。しかしながら、原告の主張は、単に「 m' 」というパラメータに入力される値が結果として等しくなる場合があることを指摘するものにすぎず、本件発明における「 m' 」と本件規格における「 m' 」という構成自体が、技術的意義の異なる別の構成
25 であることを看過している。

本件規格においては、下記のとおり、通常C Pの場合にも、本件発明にお

ける「PHICHグループ」とは技術的意義を異にする新たな構成として、PHICHマッピングユニットにPHICHグループをマッピングするという手順が追加されている以上、本件規格と本件旧規格とで、通常CPの場合の通信方式は変更されていないという原告の主張は誤っている。

甲9（141頁より抜粋、下線は当裁判所が付記したもの。）

6.9.3 Mapping to resource elements

[...]

PHICH groups are mapped to PHICH mapping units.

For normal cyclic prefix, the mapping of PHICH group m to PHICH mapping unit m'

is defined by

$$\tilde{y}_{m'}^{(p)}(n) = \bar{y}_m^{(p)}(n)$$

where

$$m' = m = \begin{cases} 0, 1, \dots, N_{\text{PHICH}}^{\text{group}} - 1 & \text{for frame structure type 1 and type 3} \\ 0, 1, \dots, m_i \cdot N_{\text{PHICH}}^{\text{group}} - 1 & \text{for frame structure type 2} \end{cases}$$

and where m_i is given by Table 6.9-1.

（訳：6.9.3 リソースエレメントに対するマッピング

[...]

PHICHグループはPHICHマッピングユニットにマッピングされる。通常のサイクリックプレフィクスの場合、PHICHマッピングユニット m' に対するPHICHグループ m のマッピングは、

$$\tilde{y}_{m'}^{(p)}(n) = \bar{y}_m^{(p)}(n)$$

で定義される。ここで、

$$m' = m = \begin{cases} 0, 1, \dots, N_{\text{PHICH}}^{\text{group}} - 1 & \text{フレーム構造タイプ 1 及びタイプ} \\ 0, 1, \dots, m_i \cdot N_{\text{PHICH}}^{\text{group}} - 1 & \text{フレーム構造タイプ 2 用} \end{cases}$$

である。）

5 2 争点2（乙23発明に基づく進歩性の有無）について

（被告の主張）

(1) 引用発明

乙23寄書には、乙23発明につき、次の構成が記載されている。

23-a：複数のPHICHグループにおいて、PHICHをOFDMシンボルにマッピングする方法であり、

2 3 - b : OFDMシンボルは、複数のリソースエレメントグループを含み、

2 3 - d : 前記方法は、PHICHが送信されるリソースエレメントグループの周波数領域インデックス k'_i を決定し、

2 3 - e : 前記インデックス k'_i は、セルIDに従って決定され、

5 2 3 - g : 前記PHICHは、1つ、2つ又は3つのOFDMシンボルにより送信され、

2 3 - h : 前記PHICHが1つのOFDMシンボルにより送信される場合は、PHICHが送信されるリソースエレメントグループの時間領域インデックス $l'_i = 0$ であり、前記PHICHが2つのOFDMシンボルにより送信される場合は、前記インデックス $l'_i = (\lfloor m'/2 \rfloor + i + 1) \bmod 2$ であり、 m' は、PHICHを含むPHICHグループの番号を表し、前記PHICHが3つのOFDMシンボルにより送信される場合は、前記インデックス $l'_i = i$ であり、

15 2 3 - i : 利用可能なリソースエレメントグループは、OFDMシンボルのPHICHの送信に使用できるリソースエレメントグループであり、

2 3 - j : 決定される周波数領域インデックス k'_i に応じてPHICHをOFDMシンボルにマッピングする方法。

2 3 - k : 構成乙2 3 - a ないし構成乙2 3 - j に記載の方法を実行し、移動局に多重化された信号を送信する、

20 2 3 - l : E-UTRAシステムの基地局。

2 3 - m : 基地局から、構成乙2 3 - a ないし構成乙2 3 - j に記載の方法を用いて形成され多重化された信号を受信する、

2 3 - n : E-UTRAシステムの移動局。

(2) 対比

25 本件発明と乙2 3 発明とを対比すると、以下の相違点を除き、その構成は共通する。

ア 相違点 1

本件発明においては、リソースエレメントグループは、4つのリソースエレメントを含む（構成要件C）のに対し、乙23発明では、リソースエレメントグループがいくつのリソースエレメントを含むのかが特定されていない点。

イ 相違点 2

本件発明においては、PHICHが送信されるリソースエレメントグループの周波数領域インデックスを、インデックス0を有する第1のOFDMシンボルの利用可能なリソースエレメントグループの個数に対するPHICHグループの*i*番目の反復のPHICHが送信されるOFDMシンボルで利用可能なリソースエレメントグループの個数の比にセルIDを乗じた数、又は、インデックス1を有する第2のOFDMシンボルの利用可能なリソースエレメントグループの個数に対するPHICHグループの*i*番目の反復のPHICHが送信されるOFDMシンボルで利用可能なリソースエレメントグループの個数の比にセルIDを乗じた数のいずれかに従って決定している（構成要件E、F）のに対し、乙23発明では、PHICHが送信されるリソースエレメントグループの周波数領域インデックスを決定する際、セルIDに上記の比を乗じているのか明らかなではない（構成要件23-e）点。

(3) 容易想到性

ア 相違点 1

乙25寄書には、リソースエレメントグループには少なくとも4つのリソースエレメントが含まれることが記載されている。

そして、乙25寄書は、乙23寄書と同様に3GPPのRANのワーキンググループ1（WG1）の第52回ミーティングに際して提出された寄書である。また、乙23寄書には、引用文献として乙25寄書の記載があ

り、かつ、乙 2 3 寄書は、乙 2 5 寄書に記載された事項を修正する提案を
しており、作成者も共通している。

そうすると、乙 2 3 発明に、乙 2 5 発明を適用する動機付けが存在する
ところ、乙 2 3 発明に乙 2 5 発明を適用すると、リソースエレメントグル
ープには少なくとも 4 つのリソースエレメントが含まれる構成とすること
ができる。したがって、乙 2 3 発明に乙 2 5 発明を適用することで相違点
1 は容易に想到できる。

イ 相違点 2

- 乙 2 6 寄書には、OFDMシンボルによって、PHICHの送信に利
用可能なREQ（リソースエレメントグループと同義）数が異なってい
ることを前提とし、2 又は 3 つのOFDMシンボルでPHICHを繰り返
し送信する場合、1 番目のOFDMシンボルのみでPHICHを送信
する場合と同一の周波数ダイバーシチ利得を得るために、上記 2 又は 3
つのOFDMシンボルでPHICHを送信する際の周波数領域（REQ
の位置）を、1 番目のOFDMシンボルのみでPHICHを送信する場
合と同一になるように調整すること（以下「タイムシフトアプローチ」
という。）、及び、周波数ダイバーシチ利得を得るためにPHICHを
送信するREQを帯域全体に分散させることが記載されている。

そして、乙 2 6 寄書は、乙 2 3 寄書と同様、3 G P P の R A N のワー
キンググループ 1（WG 1）のミーティングに際して提出された寄書で
ある。また、乙 2 3 発明と乙 2 6 発明は、1 ないし 3 つのOFDMシン
ボルでPHICHを送信すること、PHICHの送信に利用可能なREQ
の数がOFDMシンボルによって異なること、周波数ダイバーシチ利
得を得るためにPHICHをマッピングするREQを帯域全体に分散さ
せるという点で共通している。

したがって、乙 2 3 発明に、乙 2 6 発明を適用する動機付けが存在す

るところ、乙 2 3 発明に乙 2 6 発明を適用すると、1 ないし 3 つの OFDM シンボルで PHICH を送信する際、PHICH をマッピングする REG を帯域全体に分散させるために、乙 2 6 寄書に記載された技術、すなわち、2 又は 3 つの OFDM シンボルで PHICH を送信する際の周波数領域（REQ の位置）を、1 番目の OFDM シンボルのみで PHICH を送信する場合と同一になるように調整する構成とすることができる。

また、乙 2 3 発明に、乙 2 6 発明を適用する場合、乙 2 3 寄書に示される以下の式（以下「式 8」という。）のセル ID 部分に、1 番目の OFDM シンボルで利用可能な REG 数と PHICH を送信する OFDM シンボルで利用可能な REG 数との比を乗算すればよいことは、乙 2 6 寄書に接した当業者が乙 2 3 発明に対して適宜行う設計事項にすぎない。

乙 2 3 寄書より抜粋（式 8）

8) ~~上記ステップ 5~~において、周波数領域インデックス k'_i を、番号 $\bar{n}_i$ を割り当てられたリソースエレメントグループに設定する。ここで、 $\bar{n}_i$ は、以下の式で与えられる。

$$\bar{n}_i = \begin{cases} (N_{ID}^{cell} + m') \bmod n_i' & i = 0 \\ (N_{ID}^{cell} + m' + \lfloor n_i'/3 \rfloor) \bmod n_i' & i = 1 \\ (N_{ID}^{cell} + m' + \lfloor 2n_i'/3 \rfloor) \bmod n_i' & i = 2 \end{cases} \quad \bar{n}_i = \begin{cases} 0 & i = 0 \\ \lfloor n'/3 \rfloor & i = 1 \\ \lfloor 2n'/3 \rfloor & i = 2 \end{cases}$$

したがって、乙 2 3 発明に乙 2 6 発明を適用することで相違点 2 は容易に想到できる。

(ア) 原告の主張について

原告は、乙 2 3 発明に乙 2 6 寄書に記載されている周波数インデックスの決定方法（タイムシフトアプローチ）を組み合わせても本件発明に至らない、乙 2 3 発明に乙 2 6 発明を適用するためには、乙 2 3 寄書が提案している式 8 を更に修正する必要がある、これは乙 2 3 寄書の修正

提案を撤回し、別の修正提案をすることにほかならないから、乙 2 3 発
明に乙 2 6 発明を適用することには、阻害要因があるなどと主張する。

しかしながら、被告は、乙 2 6 寄書に記載されたタイムシフトアプロ
ーチそのものを乙 2 3 発明に適用することを主張しているのではなく、
乙 2 6 寄書に記載された技術、すなわち、「2 又は 3 つの OFDM シン
ボルで PICH を送信する際の周波数領域（REQ の位置）を、1 番
目の OFDM シンボルのみで PICH を送信する場合と同一になるよ
うに調整する技術」を乙 2 3 発明に適用することが容易であると述べた
上で、上記技術を乙 2 3 発明に適用する場合に、乙 2 3 寄書の式 8 のセ
ル ID 部分に、1 番目の OFDM シンボルで利用可能な REG 数と PICH
を送信する OFDM シンボルで利用可能な REG 数との比を乗算
すればよいこと（すなわち、スケールが異なる 2 つの値が存在する場合
において、一方のスケールの値を他方のスケールの値で表現するため
には、スケールの比率を乗算すればよいこと）は、設計事項であると主張
しているのであるから、原告の反論は当たらない。

(4) 結論

以上によれば、本件特許は無効審判により無効とされるべきものである。

(原告の主張)

(1) 乙 2 3 発明の構成、本件発明と乙 2 3 発明との対比及び相違点については
争わない。

(2) 容易想到性

ア 相違点 1

被告は、乙 2 3 発明に乙 2 5 発明を適用する動機付けがあると主張する。
しかしながら、乙 2 3 寄書と乙 2 5 寄書は、いずれも同日付けで提出され
た既存の規約の修正提案であり、互いに並列の関係に立つから、このよう
な修正提案を相互に組み合わせる動機付けは存在しない。また、被告は、

乙 2 5 寄書が乙 2 3 寄書において引用文献として記載されていることを指摘するが、乙 2 3 寄書と乙 2 5 寄書は同日付けで提出されていることからすれば、これらを相互に組み合わせることができるか、相互に組み合わせた場合に通信方法として問題なく機能するかなどを検討した上でこのような記載がされたものではないことは明らかである。したがって、当該記載から乙 2 3 発明に乙 2 5 発明を適用する動機付けが生じるものではない。さらに、乙 2 3 寄書には、「この寄書では、TS 36. 211 [3] (乙 2 5 寄書のこと) への現在のCRに対し、セルIDに応じたPHICHマッピングの、単純なREGグループレベルのシフトを実現する変更文章を提案する。」という記載があり、仮に組み合わせについての何らかの動機付けが生じ得るとしても、それは乙 2 5 発明に乙 2 3 発明を適用することが動機付けられるにすぎない。

イ 相違点 2

(ア) 乙 2 6 発明の内容

乙 2 6 発明におけるREQが乙 2 3 発明におけるREGと同義であることのほか、被告が指摘する乙 2 6 寄書の記載内容については争わない。

なお、乙 2 6 寄書が提案する「タイムシフトアプローチ」というのは、OFDMシンボル1を基準として周波数インデックスを決定した上で、それを他のOFDM方向にシフトさせるというものである。すなわち、OFDMシンボル2や3にマッピングする場合には、REGのナンバリングルールの特性を利用して、OFDMシンボル1と同じような周波数位置にマッピングするというものであり、各OFDMシンボルにおける利用可能なREGの個数にも、各OFDMシンボルにおける利用可能なREGの個数を用いた「比 $n'_{l'_i}/n'_0$ または $n'_{l'_i}/n'_1$ 」にも全く着目していない（より正確に言えば、乙 2 6 発明のマッピング方法を利用するのであれば、これらに着目する必要がない。）。当然のことながら、当該比を

セル I D に乗じるということは全く開示も示唆もされていない。したがって、乙 26 発明の内容は、本件発明のマッピング方法とは全く異なるものである。

(イ) 動機付けがないこと

乙 23 発明は、周波数インデックスを式 8 に従って決定するものであり、ここで、「 n_i' 」は OFDM シンボル i において PCFICH に割り当てられていない REG の数を指すから、各 OFDM シンボルにおける周波数インデックスは、各 OFDM シンボルにおいて PCFICH に割り当てられていない REG の数を基準に決定されるというものである。

【式 8】

$$\bar{n}_i = \begin{cases} (N_{ID}^{cell} + m') \bmod n_i' & i = 0 \\ (N_{ID}^{cell} + m' + \lfloor n_i'/3 \rfloor) \bmod n_i' & i = 1 \\ (N_{ID}^{cell} + m' + \lfloor 2n_i'/3 \rfloor) \bmod n_i' & i = 2 \end{cases}$$

これに対し、乙 26 発明は、前記 (ア) のようなマッピング方法を採用するものであり、乙 23 発明に乙 26 発明を適用するためには、乙 23 寄書自身が提案している式 8 をさらに修正する必要がある。それは、乙 23 寄書で自ら行なっている修正提案を撤回し、別の修正提案をすることになるのであって、乙 23 発明に乙 26 発明を適用することには阻害要因があり、又は少なくともそのような動機付けはないといわざるを得ない。

加えて、乙 23 寄書に記載されているとおり、乙 23 寄書は「隣接セル間」における PHICH リソースの衝突のランダム化又は回避を可能とすることを目的とした修正提案であるのに対し、乙 26 寄書は同一のセル内の異なる OFDM シンボル間の衝突等を回避することを目的とした修正提案であって、両者はその目的を異にしている。この点からして

も、乙 2 3 発明に乙 2 6 発明を適用する動機付けはない。

(ウ) 組み合わせても本件発明に至らないこと

仮に、乙 2 3 発明に乙 2 6 発明を適用したとしても、本件発明には至らない。すなわち、本件発明においては、周波数インデックス（「第 1 のインデックス」）は、「比 $n'_{l'_i}/n'_0$ または $n'_{l'_i}/n'_1$ にセル I D を乗じて得られる値に従って決定され」るものであるが（構成要件 E）、上記のような周波数インデックスの決定方法は、乙 2 3 発明及び乙 2 6 発明のいずれにも開示も示唆もされていない。

まず、セル I D について、乙 2 3 寄書では隣接するセル間での P H I C H リソースの衝突等を回避する目的でセル I D を使用することは開示されているが、これを複数の O F D M シンボル間での周波数ダイバーシチ利得を得るために用いることは開示されていないし、乙 2 6 発明では、周波数インデックスの決定方法にセル I D は登場すらしていない。

次に「比 $n'_{l'_i}/n'_0$ または $n'_{l'_i}/n'_1$ 」については、乙 2 3 寄書にも乙 2 6 寄書にも開示も示唆もない。上記比のうち「 $n'_{l'_i}$ 」は、 i 番目の P H I C H がマッピングされる O F D M シンボル位置における P C F I C H に割り当てられていない R E G の数を指すところ、乙 2 3 寄書にも乙 2 6 寄書にもこの値は開示も示唆もされていない。

そして、乙 2 6 発明の周波数インデックスの決定方法は、O F D M 1 における利用可能なリソースエレメントグループの個数（ n'_0 ）を基準として、その略 1 / 3 の間隔で P H I C H をマッピングするというものである。したがって、乙 2 6 発明の周波数インデックスの決定方法を採用するのであれば、O F D M 2 における利用可能なリソースエレメントグループの個数（ n'_1 ）や、 i 番目の P H I C H が割り当てられることになる O F D M における利用可能なリソースエレメントグループの個数（ $n'_{l'_i}$ ）を考慮する必要もない。乙 2 6 発明の周波数インデックスの決定方法で

は、OFDM1における利用可能なリソースエレメントグループの個数(n'_0)しか考慮する必要がないのであって、「比 $n'_{l'}/n'_0$ または $n'_{l'}/n'_1$ 」を採用するに至ることはない。

したがって、乙23発明に乙26発明を組み合わせたところで、本件発明に至ることはない。

(エ) 被告の主張について

被告は、乙23寄書の式8のセルID部分に、1番目のOFDMシンボルで利用可能なREG数とPHICHを送信するOFDMシンボルで利用可能なREG数との比を乗算すればよいことは、乙26寄書に接した当業者が乙23発明に対して適宜行う設計事項にすぎないと主張するが、本件発明に接した上での後知恵の説明にすぎない。

3 争点3 (本件特許権に基づく差止請求権の行使が権利濫用に当たるか) について

(被告の主張)

(1) 本件特許がFRAND宣言の対象であること

原告は、標準化団体であるETSIに対して、本件特許及びそのファミリー特許について、FRAND宣言をしている。被告及びG社は、本件特許を含むLTE規格の標準必須特許について「ライセンスを受ける意思」を有するから、本件特許権に基づく被告に対する差止請求権の行使は、権利の濫用(民法1条3項)に当たり許されない。

(2) 被告及びG社が「ライセンスを受ける意思」を有すること

ア 交渉経緯について

G社は、原告の令和2年6月12日付けのレターに対し、同年7月7日にFRAND条件でライセンスを受ける意思を明確に表明し、また、原告の令和3年11月2日付けの本提案(ライセンス条件概要書をいい、以下「原告当初提案」という。)を受け、令和4年3月4日に上記提案の算定

根拠の不合理性を説明しつつ対案（以下「G社対案」という。）の提案を行っているのであり、G社は各段階において原告との交渉を円滑に進めるために速やかな対応を行っている。もっとも、原告当初提案からG社対案の提案まで4か月を要しているが、クリスマスや年末年始休暇、G社対案を行うためのビデオ会議の日程調整も含まれていた以上、極めて速やかな対応といえる。

むしろ本件の交渉がある程度時間を要した原因の大半は、原告側にある。すなわち、原告は、規格書の番号の提示、クレームチャートの送付、原告当初提案の提示を速やかに行わなかったことに加え、特許リストやクレームチャートといった一定の検討時間を要する資料を散発的に送付した。他方、G社は、クレームチャート等の資料の検討を極めて合理的な期間内に行ったのに対し、原告は、G社対案について実質的な議論を行おうとせず、G社からの求めにもかかわらず、既存のライセンス契約を開示しようとし、かつ、開示した内容も断片的なものにとどまっていた。

本件訴訟提起後も、G社又は被告は、ドイツのマンハイム地方裁判所で係属している訴訟（以下「ドイツ訴訟」という。）の訴訟代理人を通じるなどして、原告とのライセンス交渉を継続した。そして、G社又は被告は、ドイツ訴訟係属後、原告から複数回ライセンス料の提案を受けたが、そもそも原告当初提案は、後記ウ（ア）のとおり、F R A N D条件とは到底いえない極めて不合理な内容である上、G社又は被告が指摘したにもかかわらず、原告当初提案がF R A N D条件であるといえる合理的な根拠は示されず、実質的に原告当初提案と変わらない内容の提案が繰り返され、未だF R A N D条件とはいえない極めて高額かつ不合理な提案が維持されている。これに対し、G社は、後記ウ（イ）のとおり、F R A N D条件の提案を行い、その算定の合理性について説明を尽くすなど、誠実に交渉を継続している。

なお、原告は、令和6年9月20日付けで、比較可能なライセンス契約として甲41ないし甲43を提出するが、審理計画に明らかに反するものであり、時機に後れた攻撃防御方法として却下されるべきである。この点を措いても、これらは比較可能なライセンス契約であるとはいえない。

5 このように、G社又は被告は、原告の上記のような交渉態度にもかかわらず、誠実に交渉を継続しているのであり、一連の交渉経緯から、被告がライセンスを受ける意思を有することは明らかである。

イ 秘密保持契約（以下「NDA」という。）に関する交渉

10 原告は、NDA交渉を介在させたことはホールドアウト行為に当たると主張する。しかしながら、G社は、交渉が進めばいずれNDAの締結の必要性が生じる上、より充実した率直な議論を行えるようにするためにNDAの締結を提案したものであり、NDAを締結しなければ協議を進めないなどとは言っていない。現に、NDAを締結するまで実質的な交渉に応じなかったという事実はない。また、NDAに関する実質的な交渉期間も約
15 5か月間にすぎないし、NDAの交渉に時間を要したのも具体的な条項についての実質的な議論が継続していたからである。したがって、G社は、不要なNDAの交渉を介在させて本件の交渉を遅れさせたものではない。

ウ 双方の提案内容について

20 原告当初提案は到底FRAND条件といえるものではなく、他方でG社対案はFRAND条件であるから、G社対案の内容はG社にライセンスを受ける意思がないことを根拠付けるものではない。なお、原告は、準備書面（原告その5）において、被告が提示した和解案の問題点を指摘するが、同書面及びこれとともに提出された甲34ないし甲46号証は審理計画に
25 反して提出されたものであり、時機に後れた攻撃防御方法として却下されるべきである。

（ア）原告の提案内容がFRAND条件ではないこと

原告当初提案は、以下のとおり、販売価格の 0.74% をライセンス料率として提案するものである。

① L T E 規格の累積実施料率 2.7%

$$\times \frac{\text{②原告のSEP保有数 } 22\text{件}}{\text{③LTE規格の実質的SEP数 } 800\text{件}} \approx 0.74\%$$

しかしながら、上記算定は、原告に都合のいい数字を用いた恣意的なものである。すなわち、①については、令和元年（2019年）の I A M の記事（乙9）に依拠したものであるが、同数値は10年以上前の古い文献に依拠したものであり、現時点では当該文献を確認することができないなど、その根拠が薄弱である。また、別の論文（乙10）は、上記①について、実際の累積ロイヤリティの上限額を反映するものではないと指摘している。②は、平成25年（2013年）のサイバー創研の調査報告書（乙15）における原告の平成24年（2012年）当時の L T E 通信規格に対応する必須宣言特許の推定保有ファミリー数を採用したものであり、③は、Unwired Planet.v Huawei の英国高等法院判決において、「Relevant SEPs」の総数とされた800という数字に依拠したものである。上記サイバー創研の調査結果は、情報自体が古く、現時点では各権利者の保有する L T E 規格の標準必須特許の割合は全く異なっている。この点を措くとしても、サイバー総研の調査結果に基づいて、②を採用するなら、③についても同調査結果記載の3005件という数字を用いるべきであるのに、別の裁判例で当該事件に限り採用された数字を持ち出しているなど様々な問題がある。

（イ） G 社又は被告の提案内容が F R A N D 条件であること

G 社対案の内容は、以下のとおり、1 台当たり ●（省略） ●ドルをロイヤリティ額として提示するものである。

$$\textcircled{1} 1 \text{ 台当たりの } SEP \text{ 累積ロイヤリティ額 } \bullet (\text{省略}) \bullet \text{ドル}$$

$$\times \textcircled{2} \text{ パンテックの } SEP \text{ シェア率 } \bullet (\text{省略}) \bullet \% = \bullet (\text{省略}) \bullet \text{ドル}$$

後記のとおり、このような提案内容は合理的なものである。また、G社は、既に、InterDigital等の多数の特許権者との間で、上記算定方法に基づいて算出されたロイヤリティ額で標準必須特許に係るライセンス契約を締結しており、比較アプローチの観点からもG社対案の内容はFRAND条件である。

すなわち、①は、Houlihan Lokey, Inc（以下「HL社」という。）が、G社の依頼を受けて行った分析結果（令和元年〔2019年〕10月付け。乙17の1）に基づく額である。HL社は、平成29年（2017年）時点における平均的なスマートフォンの価格●（省略）●ドルに、スマートフォン全体のコストに対するベースバンドプロセッサの価格の割合（●（省略）●%）を乗じて、上記①の●（省略）●ドルを算出した（●（省略）●ドル×●（省略）●%÷●（省略）●ドル）。上記算定方法は、ベースバンドプロセッサという部品が、スマートフォンにおいてLTE通信等を含む通信機能を司っていることから、LTE通信等を含む通信機能がスマートフォン全体に寄与する割合は、スマートフォン全体のコスト（スマートフォンを構成する各部品全体の価格）に対するベースバンドプロセッサの価格の割合を超えないと考えるのが自然であることを根拠とするものである。なお、HL社の調査結果によれば、ベースバンドプロセッサの平均販売価格は年々減少傾向にあることが確認されており、スマートフォンに搭載される通信技術の相対的な価値は、時間の経過とともに低下しているから、累積ロイヤリティの額は、現時点ではさらに小さくなると考えられる。②は、HTS, LLCが、令和4年（2022年）2月17日、G社の委託を受けて

E T S I のデータベースに基づいて調査した結果に基づく数値である
(乙 18)。上記データベースによれば、存続している 4 G 規格の宣言
特許のファミリーの件数は 2 万 0 2 5 7 件であるのに対し、原告が保有
する宣言特許ファミリーの件数は 3 2 件であり、その割合は 0. 1 6 %
であった。ここから米国で登録された特許を含むファミリーや、コア技
術に関するものなど適切な条件を満たす特許を抽出すると、条件を満た
す特許ファミリーの総数は● (省略) ●件であるのに対し、原告が保有
する特許ファミリーの件数は● (省略) ●件であり、その割合は● (省
略) ●% (● (省略) ●件 ÷ ● (省略) ●件 = ● (省略) ●%) となる。
他方、原告が、5 G 規格に係る標準必須特許ファミリーを保有している
とは確認できなかったことから、4 G 規格に係る標準必須特許と 5 G 規
格に係る標準必須特許の重み付け (重要性評価) を行い、4 G 規格につ
き● (省略) ●%、5 G 規格につき● (省略) ●%として算出すると、
● (省略) ●% (● (省略) ●% × ● (省略) ●% + ● (省略) ●% ×
● (省略) ●%) となる。

後記エのとおり、G 社対案及びこれを踏まえた被告提示の和解案 (以
下「被告和解案」という。) の内容は、知財高裁平成 2 5 年 (ネ) 第 1
0 0 4 3 号平成 2 6 年 5 月 1 6 日判決 (アップル対サムスン事件知財高
裁大合議判決。以下「大合議判決」という。) の算定方法とは異なるも
のであるが、そのような算定方法を採用したことによって F R A N D 条
件であることが否定されるものではない。

エ 被告和解案について

(ア) 被告は、裁判所からの和解勧告を受けて、令和 6 年 9 月 6 日付けで、
以下の内容の和解案 (被告和解案) を提示した。被告和解案は、ライセ
ンス対象製品を G 社及びその関連会社 (被告を含む。) の製品、ライセ
ンス対象特許を原告の全世界の特許、リリース対象を G 社及びその関連

会社（被告を含む。）の販売分、スマートフォン1台当たりのロイヤリティ額を●（省略）●ドル（1台当たりの累積ロイヤリティ額●（省略）●ドルに原告の保有する標準必須特許のシェア率として●（省略）●%を乗じた額）とすることを前提に、一括払いのロイヤリティ額を提示するものである。

ライセンス期間	一括払い額
2026年末まで	●（省略）●ドル
原告の各特許の存続期間まで	●（省略）●ドル

被告和解案は、大合議判決の算定の考え方と整合的である。すなわち、被告和解案は、多機能化が進むスマートフォンにおいて、製品の売上高に対し、ライセンス対象特許の技術が貢献している部分がそのごく一部にとどまることに鑑み、このような貢献をしていると認められる部分をもってロイヤリティ算定の基礎としており、この点で売上高に対する規格の貢献割合を考慮する大合議判決の考え方と整合する。

（イ）被告和解案は、算定方法の点において、大合議判決の算定方法と一致するものではないが、仮にPixel Phoneを対象として大合議判決の算定方法に基づいて累積ロイヤリティの額を算定すると、下記のとおり、被告和解案における累積ロイヤリティの額（1台当たり●（省略）●ドル）と大きな差はなく、むしろ、被告和解案のほうが原告にとって有利内容となる。

記

【大合議判決による算定方法】

大合議判 決算定式 による計 算	対 象 製 品 の 販 売 台 数	対 象 製 品 の 販 売 価 格	×	規 格 に 準 拠 し て い る こ と が 対 象 製 品 の 売 上 げ に 貢 献 し た 部 分 の 割 合 (30%)	×	標 準 必 須 特 許 の 累 積 ロ イ ヤ リ テ ィ 率 (5%)	×	原告が保有 する標準必 須特許のシ ェア
＝ 1 台当たりの「規格に対する累積ロイ ヤリティ」額								

【被告による当てはめ】

Pixel Phone を 大合議判 決算定式 に当ては めた場合 の計算	Pixel Phone の 販売台 数	×	Pixel Phone の平均販 売価格 ● (省略) ● ドル	×	30%	×	5%	×	原告が保有 する標準必 須特許のシ ェア (●(省略) ●%)
			= 1 台当たりの累積ロイヤリティ額 ●(省略) ●ドル						

以上

5

(ウ)被告和解案は、1 台当たりの累積ロイヤリティ額を基礎とする点で、対象製品の実際の売上高にロイヤリティ率を乗じて累積ロイヤリティ額を算定する大合議判決の算定方法とは異なるものである。しかしながら、大合議判決は、2 つの対象製品の損害賠償額の算定が問題となったため

に上記のような算定方法を採用したものである。

これに対し、本件で問題となっているのは、将来の販売分も含むグローバルでのライセンス条件であり、大合議判決の算定方法を採用することは、ロイヤリティ額の算定を過度に複雑にすることになる。また、近時、スマートフォンの高機能化・多機能化により、スマートフォン全体に対してモバイル通信機能が寄与する割合は小さくなっている。すなわち、4Gや5Gの通信技術が売上げに貢献する部分はモデルによって大きな違いはない一方、当該部分の販売価格に対する割合はモデルの仕様や機能によって大きく異なる。したがって、多種多様なモデルを対象としたライセンス契約におけるFRANDロイヤリティを算定する場合において、平均的なスマートフォンを基準として算定した金額を全モデル共通の1台ごとの累積ロイヤリティ額（固定額）とするのは合理的である。現に、被告の販売するPixel Phoneシリーズをみても、通信機能は基本的に同じであり、それ以外の仕様や機能によって価格差が生じているものであるから、累積ロイヤリティを各端末の販売価格に比例して増額させることは不合理である。

（原告の主張）

（1） 判断基準

FRAND条件は、SEP保有者と実施者が互いに誠実交渉を尽くした結果導かれる幅のあるものであるから、実施者のライセンスの意思の有無は、SEP保有者の提案及び実施者の対案の内容それ自体から判断するのではなく、相対的に実施者が誠実交渉を尽くしたかという交渉過程の行動により判断されるべきである。そのため、実施者にライセンスを受ける意思があるか否かは、交渉経緯における各当事者の行動のみに基づいて判断されるべきである。

以下のとおり、G社又は被告の交渉経緯から、被告が本件特許についてF

RAND条件によるライセンスを受ける意思を有しないことは明らかであるから、本件差止請求権の行使は、権利濫用に当たらない。

(2) 原告及びG社との交渉経緯

ア 当事者間での交渉経緯

原告は、当初から一貫して誠実に交渉していたが、G社は、ライセンスを受ける意思の表明をすると同時にNDAを締結することを協議の条件として要求し、その後実際にNDAが締結されるまで、NDAの締結前や協議開始前に存在していた事実をも秘密保持義務や目的外利用禁止の対象にするという理不尽な要求を固持して、実質的なFRAND交渉の開始を遅れさせた。そもそも、規格と特許の比較等を中心に協議が行われる交渉の初期段階においてはNDAを締結する合理的な必要性はないし、実施者側がこの時点でこのような提案をすること自体異例である。これに対し、原告は、円滑な交渉のために提案に応じ、誠実に交渉していたが、NDAに関する交渉がまとまる目途が全くつかない状況をみかねて、令和3年（2021年）1月13日、ライセンス交渉を進めることを申し入れ、ライセンス条件概要書（原告当初提案。乙3）をG社に送付した。しかしながら、G社は、同年（2021年）12月13日にNDAが締結されるまで、クレームチャートを要求するばかりで、実質的なライセンス交渉に応じなかった。

また、G社は、自ら要求して原告から開示を受けたクレームチャートについても、令和4年（2022年）3月4日にビデオ会議でG社対案を提示するまで、検討に時間が掛かると回答するのみで何の検討結果も示さなかった。このようなG社の一連の対応からすると、G社が、開示を受けたクレームチャートについて真摯に検討していなかったことは明らかであるし、この間、クレームチャートの追加要求（令和3年10月6日。甲18の1、25、乙4の4）を行ったことや、既に提供を受けていた特許リス

トを1つにまとめて送り直すことを要求したこと（同月18日。甲18の1、25）は、明らかな遅延戦術である。

さらに、G社は、令和4年（2022年）3月4日、ビデオ会議の際にG社対案を提示したものの、NDAの締結から対案の準備を4か月も放置した上、原告当初提案がFRAND条件でないと批判することに終始し、自身の案について客観的な根拠も示さないなど、極めて不誠実な交渉遅延行為を行った。

このようなG社の一連の行為は、ホールドアウト行為にほかならず、不誠実交渉を行ったことは明らかである。

ドイツ訴訟係属後も、原告は、ライセンス契約の締結に至るべく、原告当初提案から譲歩をしたり追加提案をしたりして、積極的に誠実交渉を続けた。これに対し、G社は、実質的に同一条件の対案を提示しただけであり、一貫して形式的な応答を繰り返すのみであった。なお、被告は、原告が比較可能な既存のライセンスをなかなか開示しなかったとして批判するが、各ライセンシーからライセンス契約の開示の承諾が得られておらず、また、得られる見込みがなかったためであり、それをもって原告の交渉態度が不誠実であるということにはならない。

イ 本件訴訟における交渉経緯

被告は、裁判所から「被告において、仮にライセンスを受ける意思がある場合には、知財高裁大合議判決の基準（最終製品の価格を算定の出発点とするもの）を踏まえ、被告にいう比較アプローチをも参酌し、改めて和解案を提案することを求める。」との訴訟指揮を受けたにもかかわらず、G社対案を維持した内容の和解案を提示し、裁判所の訴訟指揮に応じなかった。そして、被告和解案は、原告のグローバルSEPポートフォリオを実施する自社製品の販売価格及び販売数量を一切開示しないものであり、裁判所と原告に対し、算定根拠を検証する機会を与えないものであった。

もとより原告は、被告和解案に対する対案を提示する予定であったが、被告が裁判所の訴訟指揮に従った和解案の提案を拒絶したため、これが不可能となった。

5 そもそも、自社製品の販売価格と販売数量を算定の出発点としないF R A N D交渉など実務上あり得ず、これらを開示しないのであれば、大合議判決の基準に依拠するまでもなく、被告にライセンスを受ける意思がないことは明白である。

10 これに対し、被告は、裁判所の和解勧告に応じなかった理由について合理的根拠のない主張をし続けた挙句、自社製品の販売価格と販売数に基づいて算定した提案を拒絶したものであり、このような被告の行為は、本件訴訟の口頭弁論終結前に被告製品がモデル落ちして販売終了するのを待ち、差止判決を奏功させなくするための時間稼ぎにほかならず、極めて背信的かつ不当な訴訟遅延行為である。そして、被告は、原告当初提案の内容が大合議判決の考え方と整合しないなどと批判し、他方で自社製品の販売価格と販売数量を開示しないまま、G社の提案は整合するなどと理由なく強弁するが、このような交渉態度は、極めて典型的なホールドアウト行為である。

ウ 小括

20 以上のように、原告が誠実に交渉を進めてきた一方で、G社及び被告は不当なホールドアウト行為を繰り返した挙句、裁判所の訴訟指揮に基づく和解案の提出を拒否したものであり、被告にライセンスを受ける意思がないことは明白である。

(3) 双方の提案内容

ア 被告和解案の問題点

25 被告和解案は、以下の点において大合議判決の趣旨に反するものである。

 (ア) 大合議判決は、対象製品の売上高合計（販売台数×販売価格）をラ

イセンス料算定の出発点としているのに対し、被告和解案は、製品ごとの販売台数を開示せず、これを意図的に秘匿して対案を提示するものである。

(イ) 被告和解案は、2017年時点の平均的なスマートフォンの販売価格（●（省略）●ドル）を算定に用いている点で、対象製品の販売台数と販売価格を出発点とする大合議判決に全く整合しない。

(ウ) 被告和解案は、被告の主張によれば、SEPを実施している部品代をSEPの累積ロイヤリティ額の上限とするものであるが何の法的根拠もない。他方、大合議判決は、対象製品の売上高を算定基礎として、規格に準拠していることが寄与した割合等をこれに乗じること、当該割合の算定に当たり、ベースバンドチップの価格等の諸般の事情を考慮することを判示しているのであり、部品代を上限とするとは一切判示していない。

(エ) 被告和解案は、累積ロイヤリティを固定額の●（省略）●ドルとするものであり、大合議判決に照らして著しく不適切である。すなわち、

①大合議判決は、3G規格に関する標準必須特許の累積ロイヤリティを端末価格（iPhone第3世代及びiPad第2世代）の5%と認定するものであるし、②4G及び5G規格においては、3Gと比較して通信速度その他の通信性能が格段に向上しておりユースケース(活用領域)も拡大していることから、端末に実現している標準必須特許の技術的経済的価値が増大していることは明らかである。また、③通信性能及び機能の向上に鑑み、4G規格端末及び5G規格端末の各価格も、3G規格端末と比較して高額化していることも看過してはならない。●（省略）

●このように、累積ロイヤリティが固定額の●（省略）●ドルであるとする被告の主張は、約10年前に大合議判決が認定した5%の累積ロイヤリティと比較して著しく不均衡であり、合理性がないことは明らかで

ある。

(オ) 被告和解案は、原告の保有する標準必須特許のシェアについても恣意的な算定を行っている。

イ 原告の提案の合理性

原告は、令和5年(2023年)6月30日の提案(甲29)において、欧州、英国、日本、韓国及び米国におけるSEP及びNon-SEPを組み合わせたロイヤリティ料率を0.75%から0.65%に引き下げる申出をしたが、これらのランニングロイヤリティの内容は、原告による締結済みの各ライセンス契約条件(甲41ないし44)に照らして、G社に不利なものではないから、比較アプローチによっても原告の申出がFRAND条件であることは明らかである。

なお、被告は、上記の主張に係る原告の準備書面(原告その5)に基づく主張及び甲34ないし46号証が時機に後れた攻撃防御方法として却下されるべきであると主張するが、これらの主張立証は、裁判所からの和解勧告を受けて、合理的な和解をするために不可欠の資料として、訴訟の進行状況に応じて適時に提出したものであり、かつ、訴訟の完結を遅延させるものでもない。

第4 当裁判所の判断

1 本件発明の内容

証拠(甲3)によれば、本件明細書等には、次のとおりの記載があることが認められる。

(1) 技術分野

【0001】

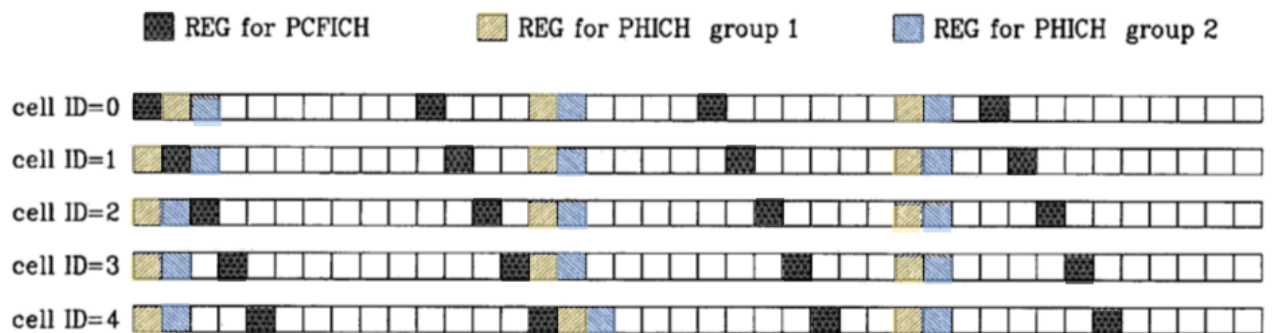
本発明は、セルラ直交周波数分割多重(OFDM)無線パケット通信システムにおけるダウンリンクで伝送される信号の周波数及びOFDMシンボル領域に対するマッピング方法に関する。

(2) 背景技術

【 0 0 0 7 】

5 しかしながら、従来の物理ハイブリッド自動再送要求指示チャネル（P H I C H : Physical Hybrid ARQ Indicator Channel）のマッピング方法では、図 1 に示すように、隣接セル間の P H I C H グループはコリジョン(collision)を避けることが困難であるという問題点があった。

【 図 1 】



ルにおける使用可能なリソースエレメントグループの数との比率に従って、前記 P H I C H グループの反復パターンが伝送されるリソースエレメントグループのインデックスを決定し、該決定されたインデックスに従って前記 P H I C H グループをマッピングする P H I C H のマッピング方法である。

5

【 0 0 1 0 】

好ましくは、P H I C H は複数の P H I C H グループ単位で伝送され、 m' が P H I C H グループのインデックスを表す場合、 i 番目の反復パターンが伝送される O F D M シンボルのインデックスは、下記の式で定義することができる。

10

【 0 0 1 1 】

【数 1】

$$l'_i = \begin{cases} 0 & \text{normal PHICH duration} \\ & \text{, all subframes} \\ i & \text{extended PHICH duration} \\ & \text{, non - MBSFN subframes} \\ (\lfloor m'/2 \rfloor + i + 1) \bmod 2 & \text{extended PHICH duration} \\ & \text{, MBSFN subframes} \end{cases}$$

【 0 0 1 2 】

好ましくは、前記比率にセル I D を乗算して得られる値に従って、前記リソースエレメントグループのインデックスを決定してもよい。

20

【 0 0 1 3 】

【数 2】

好ましくは、前記リソースエレメントグループのインデックスは、下記の式で決定してもよい。

$$\bar{n}_i = \begin{cases} \left(\left\lfloor (N_{ID}^{cell} \cdot n'_{l'_i} / n'_0) \right\rfloor + m' \right) \bmod n'_{l'_i} & i = 0 \\ \left(\left\lfloor (N_{ID}^{cell} \cdot n'_{l'_i} / n'_0) \right\rfloor + m' + \left\lfloor n'_{l'_i} / 3 \right\rfloor \right) \bmod n'_{l'_i} & i = 1 \\ \left(\left\lfloor (N_{ID}^{cell} \cdot n'_{l'_i} / n'_0) \right\rfloor + m' + \left\lfloor 2n'_{l'_i} / 3 \right\rfloor \right) \bmod n'_{l'_i} & i = 2 \end{cases}$$

ここで、 N_{ID}^{cell} はセルIDを表し、 i は反復パターンのインデックスを表し、 $n'_{l'_i} / n'_0$ はOFDMシンボル l'_i 内の利用可能なリソースエレメントグループの個数と1番目のOFDMシンボル内の利用可能なリソースエレメントグループの個数との比率を表し、 m' はPHICHグループのインデックスを表す。

【0015】

好ましくは、前記PHICHは、各々が4個のリソースエレメントからなる複数のPHICHグループ単位で伝送されてもよい。

【0016】

好ましくは、前記PHICHは、各々が2個のリソースエレメントからなる複数のPHICHグループ単位で伝送されてもよい。

【0017】

【数3】

好ましくは、前記リソースエレメントグループのインデックスは、下記の式で決定してもよい。

$$\bar{n}_i = \begin{cases} \left(\left\lfloor (N_{ID}^{cell} \cdot n'_{l'_i} / n'_1) \right\rfloor + m' \right) \bmod n'_{l'_i} & i = 0 \\ \left(\left\lfloor (N_{ID}^{cell} \cdot n'_{l'_i} / n'_1) \right\rfloor + m' + \left\lfloor n'_{l'_i} / 3 \right\rfloor \right) \bmod n'_{l'_i} & i = 1 \\ \left(\left\lfloor (N_{ID}^{cell} \cdot n'_{l'_i} / n'_1) \right\rfloor + m' + \left\lfloor 2n'_{l'_i} / 3 \right\rfloor \right) \bmod n'_{l'_i} & i = 2 \end{cases}$$

ここで、 N_{ID}^{cell} はセルIDを表し、 i は反復パターンのインデックスを表し、 $n'_l \cdot i / n'_1$ はOFDMシンボル l'_i 内の利用可能なリソースエレメントグループの個数と2番目のOFDMシンボル内の利用可能なリソースエレメントグループの個数との比率を表し、 m' はPHICHグループのインデックスを表す。

5 (5) 発明の効果

【0018】

本発明の実施例によれば、PHICH伝送においてOFDMシンボルに応じて変化する使用可能なリソースエレメントを考慮することによって効率的なマッピングを行うことにより、PHICHの反復が隣接セルID間に干渉を
10 起こすのを防止し、性能が向上するという効果が得られる。

(6) 発明を実施するための形態

【0021】

OFDM無線パケット通信システムのダウンリンクを通じてデータを伝送する時に、ACK/NACK信号を伝送するチャネルを物理ハイブリッド自動再送要求指示チャネル(PHICH: Physical Hybrid ARQ Indicator Channel)
15 と呼ぶ。

【0022】

特に、第3世代パートナーシッププロジェクト(3GPP: Third Generation Partnership Project)の長期高度化システム(LTE: Long Term Evolution)
20 でPHICHは、ダイバーシティ利得を得るために3回反復して伝送される。(中略)PHICHが1つのOFDMシンボルで伝送される場合、3回反復されるPHICHが1つのOFDMシンボルの周波数帯域に均等に分布されなければならない。PHICHが3個のOFDMシンボルで伝送される場合、各反復は、対応するOFDMシンボルにマッピングされる。

図 2 及び図 3 は、P H I C H がマッピングされるリソースエレメントグループ (R E G) を示す図である。

Figure 2

1または2
Txケース

【図 3】



Figure 3

4 T_xケース

【 0 0 3 0 】

【数 4】

一方、PHICHをマッピングするためのシーケンスを

$$\bar{y}^{(p)}(0), \dots, \bar{y}^{(p)}(M_{\text{symb}} - 1)$$

と表すと、 $\bar{y}^{(p)}(n)$ は、

$$\bar{y}^{(p)}(n) = \sum y_i^{(p)}(n)$$

の関係を満たし、これは一つのPHICHグループにおける全てのPHICHの和を表す。 $y_i^{(p)}(n)$ は、特定のPHICHグループでi番目のPHICHを表す。このとき、

$$z^{(p)}(i) = \langle y^{(p)}(4i), y^{(p)}(4i+1), y^{(p)}(4i+2), y^{(p)}(4i+3) \rangle \text{ (where } i = 0, 1, 2)$$

は、アンテナポートpに対するシンボルクワドループレットを表す。

【 0 0 3 1 】

PHICHグループのインデックスは $m' = 0$ を初期値として持つ。 m' でのシンボルクワドループレット $z^{(p)}(i)$ は、 $(k', l')_i$ のREGにマッピングされる。ここで、 l'_i はPHICHグループのi番目の反復が伝送されるOFDMシンボルのインデックスであり、 k'_i は周波数ドメインのインデックスである。

【 0 0 3 2 】

PHICHが、2つのOFDMシンボルを通じて伝送される場合には、伝送されるPHICHグループに従って、1番目のOFDMシンボルに2回反復され、2番目のOFDMシンボルに1回反復される。逆に、1番目のOFDMシンボルに1回反復され、2番目のOFDMシンボルに2回反復されるようにしてもよい。これは、下記の式1で表される。

【 0 0 3 3 】

【数 5】

$$l'_i = \begin{cases} 0 & \text{normal PHICH duration} \\ & \text{, all subframes} \\ i & \text{extended PHICH duration} \\ & \text{, non - MBSFN subframes} \\ (\lfloor m'/2 \rfloor + i + 1) \bmod 2 & \text{extended PHICH duration} \\ & \text{, MBSFN subframes} \end{cases} \quad (1)$$

【 0 0 3 4 】

式1において、 l'_i は、PHICHグループの*i*番目の反復が伝送されるOFDMシンボルのインデックスを表し、 m' は、PHICHグループのインデックスを表し、*i*は、PHICHの反復回数を表す。PHICHが3回反復される場合、*i*は0、1、2の値を持つこととなる。

【 0 0 3 7 】

PHICHは、データが受信されたか否かを示すACK/NACK信号を伝送する重要なチャネルであるから、可能な限り安定に伝送されなければならない。さらに、ACK/NACK信号はセル境界にあるユーザにも伝送されなければならないので、他のチャネルに比べて大きいパワーが使われる。したがって、PHICHを伝送する位置を各セルで同一にすると、隣接セル間においてPHICH伝送によって生じる干渉によりPHICH伝送性能が劣化する恐れがある。したがって、各セルでPHICHの伝送位置を異ならせれば、隣接セル間においてPHICH伝送によって生じる干渉は減少する。その結果、PHICHの伝送性能を向上させることができる。すなわち、セルIDに従ってPHICHのマッピング位置を定めると、このような問題を解決することができる。また、PHICHはダイバーシティ利得を得るために3回反復して伝送される。ダイバーシティ利得を大きくするためには、各反復が全周波数帯域にわたって均等に分布されなければならない。

【 0 0 3 8 】

上記の条件を満たすために、P H I C Hグループは、4 個のリソースエレメントで構成されるR E G単位で伝送される。このP H I C Hの伝送開始R E G位置はセル I Dによって指定され、P H I C Hの各反復は、伝送開始R E Gを基準に伝送可能なR E Gの個数を3 つに分けて得られる値の間隔で配置される。しかし、このようなP H I C Hの反復が多数のO F D Mシンボルにわたって伝送される場合、各O F D MシンボルでP H I C H伝送に使用できるR E Gの個数が異なってくる。これは、1 番目のO F D Mシンボルの場合、制御チャネルのために用いられるO F D Mシンボルの個数を含む情報を伝送する制御チャネル構成指示チャネル（P C F I C H）が伝送され、伝送アンテナの個数によって1 番目と2 番目のO F D Mシンボルに伝送される基準信号が異なるためである。このようにP H I C Hが互いに異なるR E Gを持っている様々なO F D Mシンボルを通して伝送される場合、各O F D MシンボルにおけるR E Gの個数が異なるため、各P H I C Hの反復が周波数帯域全体に均等に分布できなくなる。セル I Dによって1 番目のR E Gの位置を指定し、1 番目のR E Gのインデックスを基準に一定間隔で反復パターンを割り当てなければならない。ところが、各O F D MシンボルにおけるR E Gの個数によって、インデックスに応じた周波数位置の解像度が異なるため、基準位置が変わるという問題がある。

【0 0 3 9】

したがって、P H I C Hが多数のO F D Mシンボルを通して伝送される場合、最初の開始シンボルのR E Gの他のシンボルのR E Gに対する比を考慮して、セル I Dによる開始位置を定めれば、上記の問題を解決できる。1 個または3 個のO F D Mシンボルを通じてP H I C Hが伝送される場合、最初の開始シンボルの位置は常に最初のO F D Mシンボルとなる。しかし、2 個のO F D Mシンボルを通じてP H I C Hが伝送される場合には、最初のP H I C Hグループが2 番目のO F D Mシンボルから始まることになる。したが

って、REGの比を考慮する場合、基準となるシンボルを変えなければならない。

【0043】

PHICHが2番目のOFDMシンボルからマッピングされる場合、
5 $n'_{l'_i}/n'_0$ を $n'_{l'_i}/n'_1$ に変更すればよい。(省略)

2 争点1 (「 m' 」〔構成要件H、E、F、J、K、M〕の充足性)について

(1) 被告製品の充足性について

本件発明の構成要件Hは、PHICHが2つのOFDMシンボルにより送信される場合について、第2インデックスを $l'_i = ([m'/2] + i + 1) \bmod 2$ という
10 式に従って決定することを規定しているところ、本件発明の構成要件の記載によれば、「 m' は、PHICHを含むPHICHグループのインデックスを表し」(構成要件H)と規定されている。そして、本件明細書等には、「好ましくは、PHICHは複数のPHICHグループ単位で伝送され、 m' がPHICHグループのインデックスを表す場合」(【0010】)、「 m' は、
15 PHICHグループのインデックスを表し」(【0034】)と記載されている。

上記構成要件及び本件明細書等の各記載によれば、本件発明の「 m' 」とは、PHICHグループのインデックスをいうものと解するのが相当である。

これを被告製品についてみると、被告製品が通常CPにて動作するものであることにつき、当事者間に争いはない。そして、前記前提事実に加え、証拠(甲9)及び弁論の全趣旨によれば、被告製品が準拠している本件規格においては、2つのOFDMシンボルで送信される場合の時間領域インデックス l'_i は、「 $l'_i = ([m'/2] + i + 1) \bmod 2$ 」という式に従って決定される旨規定されているところ、上記における m' とは、PHICHマッピングユニットの番号
20 をいうものであって、通常CPの場合、PHICHグループ m のPHICHマッピングユニット m' へのマッピングにおいては、 $m' = m$ と定義されている
25

ことが認められる。そうすると、被告製品において、通常C Pの場合、 l'_i の算出に当たり、 m' の数值は、常にP H I C Hグループの番号と等しくなることが認められる。

そうすると、被告製品の「 m' 」は、「P H I C Hグループの番号」を正に示すものであるから、「P H I C Hグループのインデックス」を表すものとして、本件発明の m' を充足するものと認めるのが相当である。

(2) 被告の反論について

被告は、被告製品が準拠している本件規格における m' は、P H I C Hマッピングユニットの番号をいうものであり、P H I C Hグループの番号ではないから、当該構成要件を充足しない旨主張する。

しかしながら、本件発明は、特許請求の範囲の記載から明らかなとおり、P H I C HのO F D Mシンボルへのマッピング方法を規定したものであり（構成要件A）、その具体的なマッピング箇所の特定制として、P H I C Hが2つのO F D Mシンボルにより伝送される場合の第2インデックス l'_i の決定方法を「 $l'_i = ([m'/2] + i + 1) \bmod 2$ 」と規定し、当該式における「 m' 」の値について、「 m' は、P H I C Hを含むP H I C Hグループのインデックスを表し」と規定したものである（構成要件H）。そして、本件明細書の記載（【0 0 1 1】、【0 0 3 2】、【0 0 3 3】）からも明らかなとおり、上記式の意味は、2つのO F D Mシンボルを使う場合に、特定のP H I C Hグループの i 番目の反復パターンがどのO F D Mシンボルにマッピングされるかについて、 m' が1増えるごとに、 $i=0$ の場合、 l'_0 が1、1、0、0、1、1、0、0…と繰り返されること、 $i=1$ の場合、 l'_1 が0、0、1、1、0、0、1、1、…と繰り返されること、 $i=2$ の場合、 l'_2 が1、1、0、0、1、1、0、0…と繰り返されること、以上を示したものであって、そのようなマッピング方法を上記式の形式で示したものにすぎない。そうすると、被告製品が準拠している本件規格においても、P H I C Hが2つのO F D Mシン

5 ボルにより伝送される場合の l'_i の決定方法として、構成要件Hと同様の式が
用いられており、かつ、少なくとも通常C Pの場合には、 m' に代入される数
値がP H I C Hグループの番号と同一の数値となる以上、仮に m' の概念に若
干の違いがあったとしても、同一のマッピング方法を示すものとして、本件
発明と被告製品とは、その構成において同一であると認めるのが相当である。

したがって、被告の主張は、採用することができない。

(3) その他に、上記において説示したところは、構成要件E、F、J、K及び
Mについても同様に当てはまるものであるから、被告製品はこれらの構成要
件を充足するものと認めるのが相当である。

10 3 争点2（乙23発明に基づく進歩性の有無）について

(1) 乙23発明の構成については、当事者間に争いがなく、被告の主張（前記
第3の2）のとおりであると認められる。また、本件発明と乙23発明との
対比及び相違点についても、当事者間に争いがなく、相違点は、以下のとお
りであると認められる。

15 ア 相違点1

本件発明においては、リソースエレメントグループは、4つのリソース
エレメントを含む（構成要件C）のに対し、乙23発明では、リソースエ
レメントグループがいくつのリソースエレメントを含むのかが特定されて
いない点。

20 イ 相違点2

25 本件発明においては、P H I C Hが送信されるリソースエレメントグル
ープの周波数領域インデックスを、インデックス0を有する第1のO F D
Mシンボルの利用可能なリソースエレメントグループの個数に対するP H
I C Hグループの i 番目の反復のP H I C Hが送信されるO F D Mシンボ
ルで利用可能なリソースエレメントグループの個数の比にセルI Dを乗じ
た数、又は、インデックス1を有する第2のO F D Mシンボルの利用可能

なりリソースエレメントグループの個数に対する P H I C H グループの i 番目の反復の P H I C H が送信される O F D M シンボルで利用可能なリソースエレメントグループの個数の比にセル I D を乗じた数のいずれかに従って決定している（構成要件 E、F）のに対し、乙 2 3 発明では、P H I C H が送信されるリソースエレメントグループの周波数領域インデックスを決定する際、セル I D に上記の比を乗じているのか明らかではない（構成要件 2 3 - e）点。

(2) 相違点 1 の容易想到性について

証拠（乙 2 5）によれば、乙 2 5 寄書には、サブフレームの 1 番目のスロットの 1 番目の O F D M シンボルでは、2 つのリソースエレメントグループがそれぞれ 6 のリソースエレメントから構成される旨の記載があること、サブフレームの 1 番目のスロットの 2 番目の O F D M シンボルでは、3 つのリソースエレメントグループがそれぞれ 4 つのリソースエレメントから構成される、又は、2 つのリソースエレメントグループがそれぞれ 6 つのリソースエレメントから構成される旨の記載があること、サブフレームの 1 番目のスロットの 3 番目の O F D M シンボルでは、3 つのリソースエレメントグループがそれぞれ 4 つのリソースエレメントから構成される旨の記載があること、以上の事実が認められる。そうすると、乙 2 5 寄書には、相違点 1 に係る構成であるリソースエレメントグループには少なくとも 4 つのリソースエレメントが含まれている旨の記載があるといえる。

そして、証拠（乙 2 3、2 5）及び弁論の全趣旨によれば、乙 2 3 寄書には、「現在の C R T S 3 6 . 2 1 1 における P H I C H マッピングに関する記述を、以下の提案文書の通り変更することを提案する。」として、「C R T S 3 6 . 2 1 1」、すなわち、乙 2 5 寄書を引用し、その記載事項の変更を提案する旨の記載があることが認められる。そうすると、乙 2 3 発明は、乙 2 5 発明の構成を前提としたものであるから、乙 2 3 発明に乙 2 5 寄

書の技術事項を組み合わせることは容易であると認められ、これを阻害する事由も見当たらない。

したがって、乙 2 3 発明に、乙 2 5 発明を適用する動機付けが認められ、乙 2 3 発明に乙 2 5 発明を適用すれば、相違点 1 に係る構成に至ることが認められる。

以上によれば、乙 2 3 発明に乙 2 5 発明を適用することによって、相違点 1 は、容易に想到することができるものといえる。

(3) 相違点 2 の容易想到性について

証拠（乙 2 6）及び弁論の全趣旨によれば、乙 2 6 寄書には、制御チャンネル（P H I C Hを含む。）について、可能な限り周波数ダイバーシチを利用するために、制御チャンネルを構成する R E Q（R E Gと同義）を、帯域全体に分散させることが推奨されるとして、2 つ又は 3 つの O F D Mシンボルで P H I C Hを送信する際の周波数領域へのマッピング方法の調整手段を提案する旨の記載があること、その内容として、タイムシフトアプローチ、すなわち、1 つの O F D Mシンボルに P H I C Hグループをマッピングする際の周波数領域インデックスを決定し、その上で、2 つ又は 3 つの O F D Mシンボルにマッピングする際には、上記決定されたインデックスの位置を R E Qのナンバリングルール（時間優先のナンバリングルール）を利用してシフトさせ、シフトさせた R E Qに P H I C Hグループの繰り返しを配置するという構成が開示されていること、以上の事実が認められる。

しかしながら、上記構成は、P H I C Hが送信されるリソースエレメントグループの周波数領域インデックスを決定する際、セル I Dに O F D Mシンボルごとの利用可能な R E Gの個数の比を乗じた数に従って周波数領域インデックスを決定するという相違点 2 に係る構成を開示するものではない。

そうすると、被告が副引例として指摘する乙 2 6 寄書には、相違点 2 に係る構成が開示されているとはいえないことからすると、乙 2 3 発明に乙 2 6

発明を適用したとしても、そもそも本件発明の構成に至るものとはいえない。

のみならず、本件明細書の記載（【０００８】）によれば、本件発明は、
P H I C Hの反復が隣接セル I D間で干渉を起こさないようなP H I C Hの
マッピング方法を提供するという課題を解決するために、O F D Mシンボル
5 ごとの利用可能なR E Gの個数に着目するものであるのに対し、乙 2 6 発明
は、これに着目するものではない。そうすると、仮に乙 2 3 発明に乙 2 6 発
明を適用したとしても、そもそもR E Gの個数に着目する構成にはならない
ため、相違点 2 に係る構成に更に想到するための示唆を明らかに欠くものと
いえるから、上記構成の技術的内容に照らしても、単なる設計事項であるとい
10 えない。

したがって、そもそも乙 2 3 発明に乙 2 6 発明を適用したとしても相違点
2 に係る構成には至らず、相違点 2 に想到する動機付けが存在するともいえ
ない。

以上によれば、乙 2 3 発明に乙 2 6 発明を適用することによって、相違点
15 2 は、容易に想到することができるものとはいえない。

(4) 小括

以上によれば、本件発明は、進歩性を欠くものとはいえず、被告の主張は、
上記の説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 争点 3（本件特許権に基づく差止請求権の行使が権利濫用に当たるか）につ いて

(1) 判断基準

標準規格に準拠した製品の製造等を実施が必須となる特許(標準必須特許)
を有する者が標準必須特許に対しF R A N D宣言をした場合（以下、当該者
を「必須宣言特許権者」という。）、上記製品の製造等をする者（以下「必
25 須特許実施者」という。）は、標準必須特許についてF R A N D条件による
ライセンスを受けられることを前提として、上記製造等をすることになる。

それにもかかわらず、必須宣言特許権者が、上記ライセンスを受けられるものと信頼している必須特許実施者に対し、標準必須特許に基づく差止めを請求することは、必須特許実施者の合理的な信頼を著しく損なうことになり、正義・公平の理念に反するものといえる。

5 他方、必須宣言特許権者は、上記ライセンスに係る実施料相当額を取得できることを前提として自らF R A N D宣言をしたのであるから、上記実施料相当額を取得することができる場合には、必須特許実施者に対し差止請求をする必要性及び相当性を明らかに欠くものといえる。

10 そうすると、必須宣言特許権者が必須特許実施者に対し標準必須特許に基づく差止めを請求することは、必須特許実施者がF R A N D条件によるライセンスを受ける意思を有しないという特段の事情がない限り、権利の濫用として許されないというべきである。

(2) 認定事実

15 これを本件についてみると、前記前提事実に加え、証拠（甲18のほか後掲各証拠）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる（以下、日本国外における事実関係についても和暦で表示し、西暦の記載は省略する。）。

ア 原告は、G社に対し、令和2年6月12日付けレターによって、G社が、原告保有の本件特許を含む593件の特許（いずれも3G又は4G〔L T E〕の通信方式に対応するもの）に係る発明を現在使用しているか、将来使用することになるとして、これらの特許発明に係るライセンスの交渉（以下、ライセンスをするか否か及びライセンス条件についての交渉を単に「ライセンス交渉」という。）を提案した。上記レターには、上記各特許のリストが添付されていたものの、上記各特許のクレームチャートや上記各特許に対応する規格書の番号は記載されていなかった。（甲19）

20

25

イ G社は、原告に対し、令和2年7月7日付けレターを送付し、同レター

において、原告が保有する標準必須特許についてFRAND条件でライセンスを受ける意思があると表明するとともに、NDAを締結することを提案し、同レターに秘密保持契約書のドラフト（以下「G社NDA案」という。）を同封した。（乙5）

5 ウ 原告及びG社は、上記イの後、G社NDA案9条の「Patent Related Materials」の範囲をめぐって意見が対立したことから、修正案を相互に送付し合うなどして、その交渉を行った。上記9条においては、原告及びG社間で開示される「Patent Related Materials」が、米国法又はこれに類似する法律の適用下
10 において、侵害通知又はG社の認識を構成しないものとし、原告が、司法、行政等の手続において、「Patent Related Materials」や、G社による「Patent Related Materials」の考察又は分析を、適用される法の下において、上記のような侵害通知又はG社の認識を立証する証拠として使用せず、使用する権利を放棄す
15 ることが規定されていた。（乙8）

 エ G社は、令和2年11月19日、原告に対し、G社NDA案9条に関する原告の案には応じられない旨をメールで伝えるとともに、その時点におけるG社NDA案に署名したものを同メールに添付して送付した上、他に問題がなければ同案に署名するように求めた。

20 オ 原告は、令和3年1月13日、G社に対し、NDAの交渉に長期間を要し、ライセンス交渉が遅延しているとして、NDAを締結せずにライセンス交渉を進めることを提案するとともに、以下の内容のライセンス条件概要書（原告当初提案）並びに合計66件のLTE規格の標準必須特許等及びこれに対応する規格書の番号が記載されたリストを送付した。なお、原告当初提案には、ロイヤリティ料率の算定根拠は記載されていなかった。
25 （乙3、4の1）

【原告当初提案の内容】

・ライセンス対象特許

全てのLTE標準必須特許及び現在パンテックに譲渡されている非標準必須特許

・ライセンス対象製品

LTE機能付き携帯電話

非標準必須特許を侵害する携帯電話

・契約期間

2021年1月1日～2025年12月30日

・ライセンス付与/ロイヤリティ

米国、欧州、日本及び韓国：販売価格の0.75%

それ以外の地域：販売価格の0.4%

カ 原告は、令和3年2月8日、G社に対し、6件の米国特許（LTE規格の標準必須特許以外の特許も含む。）のクレームチャートを開示した。（乙4の1）

5 キ 原告は、令和3年5月14日、G社に対し、原告の子会社においてSignal Trust社（以下「S社」という。）が保有していたLTEの通信方式に対応する特許を含む特許ポートフォリオを承継取得したため、同ポートフォリオについてもライセンスを提供する旨を述べ、G社は、同月19日、原告に対し、S社から承継取得された特許のクレームチャートを要求した。そこで、原告は、同年6月4日、G社に対し、S社から取得した特許のうち22件のクレームチャートを送付した。なお、G社は、令和2年にS社から上記22件のクレームチャートを受領していたが、その当時、G社においては、いまだS社のクレームチャートについて詳細な検討を行う必要が生じていなかったものである。

10 ク 原告は、令和3年7月7日付けレターにより、原告及び原告の子会社が

保有する特許（前記キのとおり承継取得したものをいう。）の多くが、5 Gの通信方式の標準必須特許でもあるとして、それらについてもライセンス交渉することを提案した（第2回目の提案となる。）。上記レターには、上記各特許及び各特許に対応する規格書の番号を記載した表が掲載されていた。（甲20）

ケ 原告は、令和3年8月4日、G社に対し、前記クの各特許のうち、5件の5G規格の標準必須特許のクレームチャートを送付した。

コ G社は、令和3年10月18日、原告に対し、G社が販売等する製品について原告がライセンス交渉の対象とした各特許に係る発明の技術的範囲に属するか等の検討を終えたため、原告の提案するロイヤリティ料率の算定根拠を教えてほしい旨を連絡した。

サ 原告は、令和3年11月2日、G社との間でビデオ会議を開催し、ライセンス条件概要書に記載したライセンス料率の算定根拠の説明を行った。（甲21）

シ G社は、令和3年11月15日、原告に対し、再度、NDAを締結するように求め、NDA締結に向けた交渉を開始した。

ス G社及び原告は、令和3年12月13日、G社がG社NDA案の9条を削除することに応じたことから、NDA締結に至った。

セ G社は、令和4年3月4日、原告との間でビデオ会議を開催し、前記サのライセンス料率の算定根拠が、14年前の古い資料を基に計算されているなど不合理な点が多く、その結果、ライセンス料率が不当に高額になっていることなどを指摘し、直近のスマートフォン向け標準必須特許の情報を踏まえたライセンス料率の提案（G社対案）を行った。G社対案の内容は、以下のとおりである。原告は、G社対案に係る説明を聞いたものの、その根拠に関する質問をすることなくビデオ会議を終了した。G社は、同会議における原告の対応から、原告はG社との取引の可能性に興味がない

ものと認識し、原告に対し、G社対案のプレゼンテーション資料を送付しなかった。その後、G社は、原告からの要請を受け、同月15日、G社対案のプレゼンテーション資料をメールで送付した。（乙4の2、乙6）

【G社対案の内容】

- ・スマートフォンに係るセルラー標準必須特許の累積ロイヤリティ
●（省略）●ドル
- ・4G/5Gのセルラー標準必須特許スタックに係るパンテックのシェア
●（省略）●% / ●（省略）●%
- ・パンテックの全体シェア
●（省略）●%
- ・ユニットごとのFRANDオファー
●（省略）●ドル
- ・一括払いの例
一括払い ●（省略）●ドル
条件 5年間（2021年7月～2026年6月）
ライセンス対象製品 全ての製品
ライセンス対象特許 全ての特許

ソ 原告は、令和4年3月24日、G社に対し、G社対案について、①SEPファミリー数、ロイヤリティスタックの数字が誤っており、トップダウン手法に基づく適切なFRAND分析ではない、②ロイヤリティスタックについて、Release11が2013年に凍結されたことを考えると、それ以降に必須とされた特許は実際にモバイル機器に実装されるLTEにとってほとんど重要でないものであり1台●（省略）●ドルとするのは恣意的であるし、ロイヤリティスタックを●（省略）●%未満とする事実上の根拠もなく不合理であるなどと指摘するとともに、「Pantech Intellectual Property Licensing Progra

m」 と題する資料をメールで送信した。上記資料は、令和 3 年（2021 年）12 月までの被告製品の販売状況を反映したとされるものであったが、そこに示されたライセンス料率は、原告当初提案のライセンス料率を維持するものであった。なお、原告は、G 社からの原告当初提案の不合理性に関する指摘についての説明はしなかった。（甲 23）

タ G 社は、令和 4 年 4 月 4 日、原告に対し、G 社は原告の保有する標準必須特許につき FRAND 条件でライセンスを受ける意思があることや、原告はこれまで FRAND 条件に沿う提示をしていないことを述べるとともに、原告が、G 社対案について協議したい場合や、FRAND 条件に沿う対案を示したい場合は連絡をするよう求めた。（乙 4 の 3）

チ 原告は、令和 4 年 7 月 8 日、G 社に対し、原告当初提案は FRAND 条件を満たすことや、G 社対案は FRAND 条件を満たさないことを主張しつつ、G 社が真剣にライセンスを受ける意思があるとは思えない旨連絡した。

ツ 原告は、令和 4 年 8 月 17 日、東京地裁に対し、先行保全事件の申立て（令和 4 年（ヨ）第 22137 号）をした。東京地裁は、令和 5 年 6 月 30 日、上記申立てを却下する旨の決定をした。（乙 1）

原告は、知財高裁に対し、上記決定を不服として即時抗告の申立て（令和 5 年（ラ）第 10005 号）をした。これに対し、知財高裁は、令和 5 年 12 月 25 日、原告の上記抗告を棄却する旨の決定をした。（乙 29）

テ G 社は、令和 5 年 2 月 15 日、原告に対し、ドイツ訴訟の代理人を通じて、G 社のスマートフォンの過去の販売数量の情報を収集していること、過去の販売分とライセンス契約が締結されるまでの期間に対応する FRAND ロイヤリティをカバーするための担保金を提供する予定であることを内容とするレターを送付し、同年 3 月 14 日、G 社の LTE スマートフォンの過去のグローバルの販売数量を開示した。（乙 63、65）

ト 原告は、令和５年６月３０日、ドイツ訴訟の代理人を通じて、再度、ライセンス条件を提案（以下「原告再提案①」という。）した（甲２８、２９）。また、ドイツ訴訟における秘密保持の制度を利用して、Ｇ社と同じく携帯端末を製造販売するハンドセットメーカーに対する比較可能な既存のライセンス契約を証拠として提出した。原告再提案①の内容は、ライセンス対象特許を、ＳＥＰのみとする場合と非ＳＥＰを含む場合とに分けた上、ライセンス条件概要書のロイヤリティ料率を基準として、これを値下げする内容であった（甲２８、２９）。

ナ 原告は、令和５年８月１７日、本件訴訟を提起した。

ニ 原告とＧ社は、令和５年９月１２日、ビデオ会議を行った（甲２８）。
Ｇ社は、ビデオ会議において、原告の提案の算定内容には問題があることのほか、原告から提示を受けた既存のライセンス契約が比較可能なものとはいえないことを指摘した。また、Ｇ社は、ライセンス有効期間中の予測を含む最新の販売数量を提供したところ、原告は、これをもとに一括提案を作成することを希望した。

ヌ 原告は、令和５年９月２１日、Ｇ社に対し、前記ニのやり取りを受けて、一括払いによるロイヤリティ額の提案（以下「原告再提案②」という。）を行った。その内容は、原告再提案①（前記ト）で提案したライセンス料率を維持したまま、支払方法として一括払いを提案するものであった。（甲２８、３０）

ネ Ｇ社は、令和５年９月２５日、原告再提案②（前記ヌ）に対し、原告の提案するライセンス料率がＦＲＡＮＤ条件ではないなどと指摘し、追って対案を提示する予定である旨回答した。（甲２８）

ノ 原告は、令和５年１０月９日、Ｇ社に対し、代理人間協議において、ロイヤリティの一部支払とＧ社保有特許の譲渡を組み合わせるような提案があれば検討することを伝えた。（甲３１）

ハ G社は、令和5年11月、原告とビデオ会議を開催し、対案（以下「G社再提案」という。）を提示した。G社再提案の内容は、令和8年末までの一括払金額を●（省略）●ドル、特許の存続期間までの一括払金額●（省略）●ドルとするものであったが、同案は、G社対案（前記セ）の基準額を維持した上、G社の製品の販売見込み額が変わったことを受けて一時金の支払金額を増額するとともに、10%ロイヤリティを増額させたものであった。（甲28、32）

ヒ 原告は、令和6年2月10日、G社再提案（前記ハ）は、売上予測の調整によるものでその基礎となる算定方法は変わっていないなどとして、これを拒絶した。（甲28）

フ 当裁判所は、令和6年7月23日、本件の第3回弁論準備手続期日において、当事者双方に対し、侵害の心証を開示した上、和解勧告をし、日本の裁判所においてグローバルSEPポートフォリオを前提とした和解協議を行う意向があるかどうかを確認し、被告に対し、日本の裁判所において和解協議を行う意向がある場合には、同年9月6日までに、G社再提案の内容を維持するかどうかも含め和解の方向性について検討し、具体的な案を提案するように求めた。これに対し、原告及び被告は、上記期日後、本件訴訟手続においてグローバルSEPポートフォリオを前提とした和解手続を行う意向がある旨を回答した。（顕著な事実）

ヘ 被告は、上記フの当裁判所からの指示を受けて、被告の和解案を提示した。被告の和解案の内容は、端末1台当たりのロイヤリティ額●（省略）●ドルにG社及びその関連会社によるPixel Phone（全てのモデルを含む）の過去及び将来における想定販売台数の合計数を乗じて得られた額を基準とした一括払を提案するものであり、その金額はG社再提案と実質的に同一であった。（顕著な事実）

ホ 当裁判所は、令和6年9月30日、本件の第4回弁論準備手続期日にお

いて、被告に対し、ライセンスを受ける意思がある場合には、大合議判決が示した算定方式（最終製品の売上高を算定の出発点とするものをいい、以下「大合議方式」という。）を踏まえ、比較アプローチをも参酌し、改めて和解案を提案するように求めた。（顕著な事実）

5 マ 被告は、上記ホの当裁判所からの指示を受けて、G社内で検討を重ねたが、裁判所から提案を受けた方法に基づいて更なる和解案を提出することは困難であるとし、その理由として、①本件は、大合議判決の事案とは異なり、対象製品であるG社の4G、5Gの製品群には遥かに多様なモデルが含まれているため、大合議方式をそのまま適用することは、算定を過度に複雑にするものであること、②被告和解案における提案内容は、大合議方式に基づいた場合の案と同等であるか、むしろ、原告にとってより有利な内容であるなどと述べて、各侵害品の種類に応じた販売額及び販売数を一切開示しなかった。（顕著な事実）

10 ミ 当裁判所は、令和6年12月6日、本件の第5回弁論準備手続期日において、被告において裁判所が勧告した和解案を提出することはできないと述べたことから、和解協議を打ち切った。（顕著な事実）

(3) 当てはめ

ア 前記認定事実によれば、原告の提案内容は、一貫して、侵害品の売上高を基準とし、これに標準必須特許の実施に対し受けるべき料率を乗じた上、原告の標準必須特許の保有割合を乗ずる算定方式を採用していたのに対し、G社の提案内容は、一貫して、侵害品の販売台数を基準とし、これに一般的なスマートフォン1台当たりの累積ロイヤリティ額一律●（省略）●ドルの固定額を乗じた上、原告の標準必須特許の保有割合を乗ずる算定方式を採用していたため、当事者双方が提示するライセンス条件に係る数値等に互換性がなかったことから、これ以上の調整が困難となり、原告及び被告はライセンスの合意に至らなかったことが認められる。

そして、前記認定事実によれば、上記算定方式の相違に鑑み、裁判所は、当事者双方に対し、本件特許権侵害の心証を示した上、原告のグローバルSEPポートフォリオを対象とする和解を勧告したところ、当事者双方は、当該和解協議を日本の裁判所で行うことに同意したため、裁判所は、当事者双方が提示するライセンス条件に係る数値等に互換性がなかったことから、最終製品の売上高を算定の出発点とする大合議判決を基準として、上記和解協議を調整することとし、被告に対し、ライセンスを受ける意思がある場合には、大合議方式を踏まえ、和解案を提示するよう求めたことが認められる。

しかしながら、被告は、裁判所に対し、大合議方式によれば、算定が過度に複雑になるため、和解案を提示することはできないと回答し、侵害品の販売額及び販売台数すら一切開示しなかったことが認められる。

そうすると、被告は、裁判所の和解勧告に同意したにもかかわらず、侵害品の販売額及び販売台数の開示を拒み、大合議方式による和解案を提示することなく、自らライセンス交渉の余地をなくしたのであるから、裁判所による上記求めの文字どおり、被告には、ライセンスを受ける意思があるものと認めることはできない。

これらの事情の下においては、被告はFRAND条件によるライセンスを受ける意思を有しないという特段の事情があるものと認めるのが相当である。

したがって、原告が被告に対し本件特許権に基づく差止めを請求することは、権利の濫用として許されないということとはできない。

イ これに対し、被告は、被告和解案の提示には合理性があるなどとして、ライセンスを受ける意思を有しないという特段の事情があるとはいえないと主張するため、以下検討する。

(ア) 被告は、裁判所の求めに従って大合議方式に従った和解案を提示し

なかった理由につき、G社の4G、5Gの製品群には多様なモデルが含まれている以上、大合議方式を適用した場合には、ロイヤリティ額の算定が過度に複雑となるとして、被告が大合議方式を基準とする和解協議を拒んだことに、合理的な理由がある旨主張する。

5 しかしながら、被告は、モデルの種類、価格の違いなどについて明らかにしておらず、そもそも、どの程度算定が複雑となるのかについて具体性のある説明をするものではない。そして、原告の主張を前提とすれば、G社製品のうち、3G規格、4G（LTE）規格及び5G規格を採用し、原告のグローバルSEPポートフォリオを実装しているスマートフォン端末は、派生モデルを含めても全28製品程度にすぎず、大合議方式を適用した場合に算定に手間が掛かること自体は否めないとしても、
10 製品ごとの販売価格及び販売数量を確認しさえすれば、算定自体が困難であるということとはできない。そうすると、被告が大合議方式を基準とする和解協議を拒んだことに合理的な理由を認めることはできない。

15 （イ）被告は、被告和解案の内容は大合議方式によるよりも原告にとって有利な条件を提示するものであり、大合議判決の趣旨にも整合するから、被告の対応は何ら不合理なものではない旨主張する。

20 しかしながら、被告は、大合議方式を基準とする和解協議すら拒んだのであるから、大合議判決の趣旨にも整合するという被告の主張は、明らかに根拠を欠くというほかない。そして、被告は、裁判所からの求めにもかかわらず、侵害品の販売額及び販売台数の開示を拒み、裁判所に対し、被告和解案が原告にとって有利かどうかを実際に検討する余地すら与えなかったのであるから、被告の主張は、失当というほかない。

25 のみならず、被告和解案自体を検討しても、前記認定事実（セ、ハ、ヘ）及び証拠（乙17）並びに弁論の全趣旨によれば、G社又は被告は、自社製品に限定されない一般的なスマートフォンの平均価格を前提とし

て1台当たりの累積ロイヤリティ額を算出したものであり、G社又は被告の対象製品の実際の販売台数と販売価格を反映したものではない点において、大合議判決の趣旨に整合するものとはいえない。また、被告が主張する大合議方式と被告和解案との比較(前記第3の3(被告の主張)

(2)エ)についても、被告製品への当てはめはPixel Phoneの平均販売価格を前提として算定するものであり、当該価格が実際の販売状況を反映させて算出されたものかどうか直ちに明らかではなく、各価格帯における販売数量の差異を反映するものではないことからしても、被告和解案が、大合議方式で算出した場合と比較して原告にとって有利な条件であるといえるかどうかは、不明といわざるを得ない。

(ウ) 被告は、本件のように多種多様なモデルを対象としたライセンス契約においては、平均的なスマートフォンの価格を基準として、製品1台当たりの累積ロイヤリティ額(固定額)を算出することも十分に合理的であるなどとして、自らの提示する案の正当性を主張する。

しかしながら、当事者双方が提示するライセンス条件に係る数値等に互換性がなかったことから、これ以上の調整が困難となっていたという経過等に鑑み、当事者双方が裁判所の和解勧告に応じたことをも踏まえ、裁判所において大合議方式に基づく和解案の提示を求めていたという本件の事情の下では、たとえ被告の提案内容に一定の合理性があったとしても、被告は自らライセンス交渉の余地をなくしたというほかなく、被告の主張は、前記認定を左右するものとはいえない。

(エ) 被告は、その他にも、大合議方式によることが困難な理由や被告和解案は大合議判決の考え方と整合するものであることも含め、対案の算定根拠等について適時に説明義務を尽くしてきたなどと縷々主張する。

しかしながら、被告和解案が、実際の被告の販売状況を反映するものではない点において大合議判決の考え方と整合しないことは、前記にお

いて説示したとおりであり、他方、被告が、裁判所の和解勧告に一旦応じながらも、和解案を提示すること自体不可能ではなかったのに、裁判所からの求めにかかわらず、その提示を拒んだという事情を踏まえると、適時に説明を尽くしてきたという上記の被告の主張は、上記認定に係る被告の不誠実な対応に照らすと、明らかに前提を欠くものである。

(オ) したがって、被告の主張は、いずれも採用することができない。

ウ なお、原告は、当事者間での交渉経緯のみからもG社の不誠実な交渉態度は明らかであり、G社がFRAND条件によるライセンスを受ける意思を有しないという特段の事情がある旨主張するため、念のため、この点についても簡潔に判断を示しておくこととする。

前記認定事実に加え、証拠（乙9、15）及び弁論の全趣旨によれば、①G社は、原告に対し、FRAND条件によるライセンスを受ける意思の表明と同時にNDA締結に向けての交渉を申し入れ、令和2年11月19日までの間、継続的に原告と交渉をしたこと（同イないしエ）、②G社と原告は、G社NDA案9条についての見解が相違したため早期にNDAを締結することができなかったものの、G社は、NDAの交渉が中断している間も、原告から開示を受けたクレームチャート等の検討をし、令和3年10月18日にはその検討を終えていること（同エ、コ）、③G社は、原告当初提案を受け、同提案が合理的なものであるとはいえない理由を、根拠を示しつつ指摘し、G社対案を提示していること（同セ）、④G社が行った上記③の指摘自体は、その内容において特段不合理なものとは認められないこと、⑤原告は、G社の上記④の指摘に対して何ら説明をすることなく、原告当初提案のライセンス料率を維持し、G社の製品の販売状況を反映した提案をするのみであったこと（同ソ）、⑥原告は、G社にライセンスを受ける意思がないと判断した旨連絡し、仮処分の申立てをするに至っているが、G社の上記④の指摘に対して誠実に回答するなど交渉を進め

るために取り得る方策を必ずしも果たしたとはいいい難いこと（同ツ）、⑦ G社は、その後も、本件訴訟手続と並行して原告と交渉を継続し、原告からのライセンス条件の提示に対応し、自らも複数回ライセンス条件の提示を行ったこと（同ト、ニないしヒ）、以上の事実が認められる。

5 上記認定事実によれば、G社及び被告は、原告からライセンスを受けるよう求められた際、速やかに真摯に協議する意思があることを表明して以降、NDAの締結、ライセンス対象となる特許の特定、当該特許の充足性及び有効性の確認、5G規格との対応関係の確認、ライセンス条件の確認
10 ないし交渉その他の事情により時間を要したものの、原告とのライセンス交渉に対し、できる限りの対応をしていたといえる。そして、このような交渉にもかかわらず、原告とG社又は被告が、ライセンスの合意に至らなかったのは、当事者双方が提示するライセンス条件に係る数値等に互換性がなかったことから、これ以上の調整が困難となったことを理由とするものであることは、前記において説示したとおりである。

15 これらの事情の下においては、少なくとも当事者間での交渉経緯のみによつては、被告がFRAND条件によるライセンスを受ける意思を有しないという特段の事情があるものと認めることはできない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

5 その他

20 被告は、原告の準備書面（原告その5）及び甲34号証ないし甲46号証の提出について、民訴法157条に基づき、時機に後れて提出した攻撃又は防御の方法として却下されるべきであると主張するものの、前記において説示したところによれば、上記主張立証は、前記判断を左右するものではなく、訴訟の完結を遅延させることとなるものではないため、被告の主張は、採用の限りではない。
25

その他に、原告のビジネスにおける本件特許権の重要性及び迅速な権利実現

(別紙)

被告製品目録

以下の製品名のスマートフォン

Pixel 7

以上

(別紙)

特許権目録

- | | | |
|-------|-------|------------------------------|
| (1) | 特許番号 | 特許第 6 4 0 1 2 2 4 号 |
| (2) | 発明の名称 | 物理ハイブリッド自動再送要求指示チャネルのマッピング方法 |
| 5 (3) | 出願日 | 平成 2 8 年 1 1 月 2 日 |
| (4) | 原出願日 | 平成 2 1 年 2 月 1 3 日 |
| (5) | 優先日 | 平成 2 0 年 2 月 1 9 日 |
| (6) | 登録日 | 平成 3 0 年 9 月 1 4 日 |

以上

(別紙)

被告製品説明書（原告の主張）

- a 複数のPHICHグループにおいて、PHICHをOFDMシンボルにマッピングする方法であり、
- 5 b OFDMシンボルは、複数のリソースエレメントグループを含み、
- c それぞれのリソースエレメントグループは、4つのリソースエレメントを含み、
- d 前記方法は、PHICHが送信されるリソースエレメントグループの周波数領域インデックスを決定し、
- e 前記周波数領域インデックスは、 $N_{ID}^{cell} \cdot n'_{l_i} / n'_0$ 又は $N_{ID}^{cell} \cdot n'_{l_i} / n_1$ に従って決定され、 N_{ID}^{cell} はセルIDであり、
- 10 f n'_{l_i} は、PHICHグループの i 番目の反復のPHICHが送信される時間領域インデックス l'_i を有するOFDMシンボルにおける利用可能なリソースエレメントグループの個数であり、 i は、0 から 2 までの整数であり、 n_0 または n_1 は、サブフレームのインデックス 0 を有する第 1 のOFDMシンボルの利用可能なリソースエレメントグループの個数、または、サブフレームのインデックス 1 を有する第 2 のOFDMシンボルの利用可能なリソースエレメントグループの個数であり、
- 15 g 前記PHICHは、1つ、2つ又は3つのOFDMシンボルにより送信され、
- h 前記PHICHが1つのOFDMシンボルにより送信される場合は、前記時間領域インデックス $l'_i = 0$ であり、前記PHICHが2つのOFDMシンボルにより送信される場合は、前記時間領域インデックス $l'_i = (\lfloor m' / 2 \rfloor + i + 1) \bmod 2$ であり、
- 20 m' は、PHICHを含むPHICHグループのインデックスを表し、
- 前記PHICHが3つのOFDMシンボルにより送信される場合は、前記時間領域インデックス $l'_i = i$ であり、
- 25 i 利用可能なリソースエレメントグループは、OFDMシンボルのPHICHの

送信に使用できるリソースエレメントグループであり、

j 前記決定がされる周波数領域インデックスに応じて P H I C H を O F D M シンボルにマッピングする方法。

k 構成 a ～ j の方法を実行し、スマートフォンに多重化された信号を送信する、

5 l マルチキャリアセルラ移動通信システムの基地局。

m 構成 k、l の構成を備える基地局から、a ～ j の方法を用いて形成され多重化された信号を受信する、

n マルチキャリアセルラ移動通信システムのスマートフォン。